

東急電鉄経2022発第1号  
令和4年1月7日

国土交通大臣  
齊藤 鉄夫 殿

東京都渋谷区神泉町8番  
東急電鉄株式会社  
取締役社長 渡 邊

鉄道事業及び軌道業の旅客運賃上限変更認可申請書

当社では、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり変更いたしたく  
鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項の規定に基づき  
関係書類を添付のうえ申請いたします。



## 1. 氏名又は名称及び住所

東京都渋谷区神泉町 8 番 1 6 号  
東急電鉄株式会社  
取締役社長 渡 邊 功

## 2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

## 鉄 道 線

渋谷	～	横浜	(東横線)	24.2km
目黒	～	日吉	(目黒線)	11.9km
渋谷	～	中央林間	(田園都市線)	31.5km
大井町	～	溝の口	(大井町線)	12.4km
五反田	～	蒲田	(池上線)	10.9km
多摩川	～	蒲田	(東急多摩川線)	5.6km

## 軌 道 線

三軒茶屋	～	下高井戸	(世田谷線)	5.0km
------	---	------	--------	-------

## 3. 変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

別添のとおり。

なお、すべての運賃は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ額である。

## 4. 変更を必要とする理由

別紙 2 のとおり。

## 5. 鉄道事業法施行規則第 3 2 条第 4 項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。また、軌道の所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

## 変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

申 請	現 行 (参考)																												
<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>I. 普通旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。）〔以下「鉄道線」という。〕は、対キロ区間制とする。別表1のとおり。</p> <p>軌道線（世田谷線）〔以下「世田谷線」という。〕は、均一制とする。</p> <p>別表3のとおり。</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4. 鉄道線の運賃計算方（大人片道）</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <table border="1" data-bbox="183 1205 774 2038"> <tr> <td>3キロメートルまで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 7キロメートルまで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え 11キロメートルまで</td> <td>227円</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td>288円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td>309円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td>347円</td> </tr> </table>	3キロメートルまで	140円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	227円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	288円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	309円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	347円	<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>I. 普通旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。）〔以下「鉄道線」という。〕は、対キロ区間制とする。別表1のとおり。</p> <p>軌道線（世田谷線）〔以下「世田谷線」という。〕は、均一制とする。</p> <p>別表3のとおり。</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4. 鉄道線の運賃計算方（大人片道）</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <table border="1" data-bbox="847 1205 1437 2038"> <tr> <td>3キロメートルまで</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 7キロメートルまで</td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え 11キロメートルまで</td> <td>199円</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td>251円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td>272円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td>304円</td> </tr> </table>	3キロメートルまで	126円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	157円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	199円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	220円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	251円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	272円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	304円
3キロメートルまで	140円																												
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円																												
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	227円																												
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円																												
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	288円																												
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	309円																												
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	347円																												
3キロメートルまで	126円																												
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	157円																												
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	199円																												
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	220円																												
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	251円																												
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	272円																												
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	304円																												

申 請		現 行 (参考)	
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	381円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	335円
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	430円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	377円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	469円	40キロメートルを超え 45キロメートルまで	409円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで	440円
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	531円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	471円
(2) 10円単位運賃		(2) 10円単位運賃	
3キロメートルまで	140円	3キロメートルまで	130円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	160円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	230円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	200円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	220円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	290円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	260円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	310円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	280円
25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 45キロメートルまでの部分 増すごとに40円加算		25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 35キロメートルまでの部分 増すごとに30円加算	
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	380円

申 請	現 行 (参考)
<p>50キロメートルを超え 56キロメートルまで 540円</p>	<p>40キロメートルを超え 45キロメートルまで 410円</p> <p>45キロメートルを超え 50キロメートルまで 440円</p> <p>50キロメートルを超え 56キロメートルまで 480円</p>
<p>5. (省略)</p>	<p>5. (省略)</p>
<p>6. 世田谷線の運賃 (大人片道)</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <p>160円とする。</p> <p>(2) 10円単位運賃</p> <p>160円とする。</p>	<p>6. 世田谷線の運賃 (大人片道)</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <p>147円とする。</p> <p>(2) 10円単位運賃</p> <p>150円とする。</p>
<p>7～10 (省略)</p>	<p>7～10 (省略)</p>

申 請	現 行 (参考)																																												
<p>II. 定期旅客運賃            鉄道線（こどもの国線を除く。）は、表定            制とする。別表4のとおり。            世田谷線は、均一制とする。            別表6のとおり。</p> <p>1, 2 (省略)</p> <p>3. 鉄道線の運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程に            より、次によって区分した額とする。</p> <p>(1)通勤定期旅客運賃</p> <table border="0"> <tr> <td>3キロメートルまで</td> <td>4,990円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分 増すごとに</td> <td>1,790円加算</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td>9,430円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td>10,740円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td>11,510円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td>12,830円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え 35キロメートルまで</td> <td>14,170円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え 40キロメートルまで</td> <td>15,940円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートルを超え 45キロメートルまで</td> <td>17,260円</td> </tr> <tr> <td>45キロメートルを超え 50キロメートルまで</td> <td>18,580円</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルを超え 56キロメートルまで</td> <td>19,900円</td> </tr> </table> <p>(2) (省略)</p>	3キロメートルまで	4,990円	3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分 増すごとに	1,790円加算	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	9,430円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	10,740円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	11,510円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	12,830円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	14,170円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	15,940円	40キロメートルを超え 45キロメートルまで	17,260円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで	18,580円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	19,900円	<p>II. 定期旅客運賃            鉄道線（こどもの国線を除く。）は、表定            制とする。別表4のとおり。            世田谷線は、均一制とする。            別表6のとおり。</p> <p>1, 2 (省略)</p> <p>3. 鉄道線の運賃計算方 (大人1か月)</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程により、            次によって区分した額とする。</p> <p>(1)通勤定期旅客運賃</p> <table border="0"> <tr> <td>3キロメートルまで</td> <td>4,380円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 7キロメートルまで</td> <td>5,960円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え 11キロメートルまで</td> <td>7,530円</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td>8,290円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td>9,440円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td>10,110円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td>11,270円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え 35キロメートルまで</td> <td>12,450円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え 40キロメートルまで</td> <td>14,010円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートルを超え 5キロメートルまでを 50キロメートルまでの部分 増すごとに</td> <td>1,160円加算</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルを超え 56キロメートルまで</td> <td>17,490円</td> </tr> </table> <p>(2) (省略)</p>	3キロメートルまで	4,380円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	5,960円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,530円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,290円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	9,440円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	10,110円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	11,270円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	12,450円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	14,010円	40キロメートルを超え 5キロメートルまでを 50キロメートルまでの部分 増すごとに	1,160円加算	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	17,490円
3キロメートルまで	4,990円																																												
3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分 増すごとに	1,790円加算																																												
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	9,430円																																												
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	10,740円																																												
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	11,510円																																												
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	12,830円																																												
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	14,170円																																												
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	15,940円																																												
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	17,260円																																												
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	18,580円																																												
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	19,900円																																												
3キロメートルまで	4,380円																																												
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	5,960円																																												
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,530円																																												
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,290円																																												
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	9,440円																																												
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	10,110円																																												
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	11,270円																																												
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	12,450円																																												
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	14,010円																																												
40キロメートルを超え 5キロメートルまでを 50キロメートルまでの部分 増すごとに	1,160円加算																																												
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	17,490円																																												

申 請	現 行 (参考)
<p>4. (省略)</p> <p>5. 世田谷線の運賃 (大人 1 か月)</p> <p>(1) 通勤定期旅客運賃                      6,140円</p> <p>(2) (省略)</p> <p>6 ~ 1 1 (省略)</p> <p>III ~ VII (省略)</p>	<p>4. (省略)</p> <p>5. 世田谷線の運賃 (大人 1 か月)</p> <p>(1) 通勤定期旅客運賃                      5,390円</p> <p>(2) (省略)</p> <p>6 ~ 1 1 (省略)</p> <p>III ~ VII (省略)</p>

## 申 請

## 現 行 (参考)

(別表 1)

普通旅客運賃  
(鉄道線 (こどもの国線を除く))

(対キロ区間制)

(単位: キロ、円)

キ ロ 程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キ ロ 程	税抜運賃 (参考) ※
1	140	140	1	128
2	140	140	2	128
3	140	140	3	128
4	180	180	4	164
5	180	180	5	164
6	180	180	6	164
7	180	180	7	164
8	227	230	8	207
9	227	230	9	207
10	227	230	10	207
11	227	230	11	207
12	250	250	12	228
13	250	250	13	228
14	250	250	14	228
15	250	250	15	228
16	288	290	16	262
17	288	290	17	262
18	288	290	18	262
19	288	290	19	262
20	288	290	20	262
21	309	310	21	281
22	309	310	22	281
23	309	310	23	281
24	309	310	24	281
25	309	310	25	281
26	347	350	26	316
27	347	350	27	316
28	347	350	28	316
29	347	350	29	316
30	347	350	30	316

(別表 1)

普通旅客運賃  
(鉄道線 (こどもの国線を除く))

(対キロ区間制)

(単位: キロ、円)

キ ロ 程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キ ロ 程	税抜運賃 (参考) ※
1	126	130	1	115
2	126	130	2	115
3	126	130	3	115
4	157	160	4	143
5	157	160	5	143
6	157	160	6	143
7	157	160	7	143
8	199	200	8	181
9	199	200	9	181
10	199	200	10	181
11	199	200	11	181
12	220	220	12	200
13	220	220	13	200
14	220	220	14	200
15	220	220	15	200
16	251	260	16	229
17	251	260	17	229
18	251	260	18	229
19	251	260	19	229
20	251	260	20	229
21	272	280	21	248
22	272	280	22	248
23	272	280	23	248
24	272	280	24	248
25	272	280	25	248
26	304	310	26	277
27	304	310	27	277
28	304	310	28	277
29	304	310	29	277
30	304	310	30	277

申 請				現 行 (参考)					
(別表1) つづき				(別表1) つづき					
普通旅客運賃 (鉄道線 (こどもの国線を除く))				普通旅客運賃 (鉄道線 (こどもの国線を除く))					
(対キロ区間制)			(単位: キロ、円)	(対キロ区間制)			(単位: キロ、円)		
キ ロ 程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キ ロ 程	税抜運賃 (参考) ※	キ ロ 程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キ ロ 程	税抜運賃 (参考) ※
31	381	390	31	347	31	335	340	31	305
32	381	390	32	347	32	335	340	32	305
33	381	390	33	347	33	335	340	33	305
34	381	390	34	347	34	335	340	34	305
35	381	390	35	347	35	335	340	35	305
36	430	430	36	391	36	377	380	36	343
37	430	430	37	391	37	377	380	37	343
38	430	430	38	391	38	377	380	38	343
39	430	430	39	391	39	377	380	39	343
40	430	430	40	391	40	377	380	40	343
41	469	470	41	427	41	409	410	41	372
42	469	470	42	427	42	409	410	42	372
43	469	470	43	427	43	409	410	43	372
44	469	470	44	427	44	409	410	44	372
45	469	470	45	427	45	409	410	45	372
46	500	500	46	455	46	440	440	46	400
47	500	500	47	455	47	440	440	47	400
48	500	500	48	455	48	440	440	48	400
49	500	500	49	455	49	440	440	49	400
50	500	500	50	455	50	440	440	50	400
51	531	540	51	483	51	471	480	51	429
52	531	540	52	483	52	471	480	52	429
53	531	540	53	483	53	471	480	53	429
54	531	540	54	483	54	471	480	54	429
55	531	540	55	483	55	471	480	55	429
56	531	540	56	483	56	471	480	56	429
※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。				※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。					

申 請		現 行 (参考)	
(別表 2) (省略)		(別表 2) (省略)	
(別表 3)		(別表 3)	
普通旅客運賃 (世田谷線)		普通旅客運賃 (世田谷線)	
(均一制)		(均一制)	
(単位: 円)		(単位: 円)	
種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※
運賃	160	160	146
<p>※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額 (基準額) をいう。</p>			
種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※
運賃	147	150	134
<p>※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額 (基準額) をいう。</p>			

申 請

現 行 (参考)

(別表 4)

(別表 4)

定期旅客運賃  
(鉄道線 (こどもの国線を除く))

定期旅客運賃  
(鉄道線 (こどもの国線を除く))

(1)通勤定期旅客運賃  
(表定制) (単位: キロ、円)

(1)通勤定期旅客運賃  
(表定制) (単位: キロ、円)

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	4,990	31	14,170
2	4,990	32	14,170
3	4,990	33	14,170
4	6,780	34	14,170
5	6,780	35	14,170
6	6,780	36	15,940
7	6,780	37	15,940
8	8,570	38	15,940
9	8,570	39	15,940
10	8,570	40	15,940
11	8,570	41	17,260
12	9,430	42	17,260
13	9,430	43	17,260
14	9,430	44	17,260
15	9,430	45	17,260
16	10,740	46	18,580
17	10,740	47	18,580
18	10,740	48	18,580
19	10,740	49	18,580
20	10,740	50	18,580
21	11,510	51	19,900
22	11,510	52	19,900
23	11,510	53	19,900
24	11,510	54	19,900
25	11,510	55	19,900
26	12,830	56	19,900
27	12,830		
28	12,830		
29	12,830		
30	12,830		

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	4,380	31	12,450
2	4,380	32	12,450
3	4,380	33	12,450
4	5,960	34	12,450
5	5,960	35	12,450
6	5,960	36	14,010
7	5,960	37	14,010
8	7,530	38	14,010
9	7,530	39	14,010
10	7,530	40	14,010
11	7,530	41	15,170
12	8,290	42	15,170
13	8,290	43	15,170
14	8,290	44	15,170
15	8,290	45	15,170
16	9,440	46	16,330
17	9,440	47	16,330
18	9,440	48	16,330
19	9,440	49	16,330
20	9,440	50	16,330
21	10,110	51	17,490
22	10,110	52	17,490
23	10,110	53	17,490
24	10,110	54	17,490
25	10,110	55	17,490
26	11,270	56	17,490
27	11,270		
28	11,270		
29	11,270		
30	11,270		

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

申 請	現 行 (参考)												
<p>(別表 4) つづき</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(別表 5) (省略)</p> <p>(別表 6)</p> <p>定期旅客運賃 (世田谷線)</p> <p>(均一制) (単位: 円)</p> <table border="1" data-bbox="172 696 715 857"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>通勤定期 旅客運賃</th> <th>通学定期 旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃</td> <td>6,140</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p>	種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃	運賃	6,140	(省略)	<p>(別表 4) つづき</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(別表 5) (省略)</p> <p>(別表 6)</p> <p>定期旅客運賃 (世田谷線)</p> <p>(均一制) (単位: 円)</p> <table border="1" data-bbox="842 696 1385 857"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>通勤定期 旅客運賃</th> <th>通学定期 旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃</td> <td>5,390</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p>	種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃	運賃	5,390	(省略)
種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃											
運賃	6,140	(省略)											
種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃											
運賃	5,390	(省略)											

## 変 更 を 必 要 と す る 理 由

当社は、その前身である目黒蒲田電鉄株式会社が大正11年に創業して約百年、世界有数の大都市圏である東京圏において生活環境創造や経済成長の一翼を担う交通インフラとしての社会的責任を果たすべく、鉄道事業の根幹である安全・安心の追求を大前提に、鉄道ネットワークの拡充、輸送力増強、利便性の高いサービスの提供等に積極的に取り組んでまいりました。

安全・安心の更なる向上のため、鉄道運行に必要な設備の健全性維持に加え、社会的な要請を先取りし、3つの100%としてホームドアもしくはセンサー付固定式ホーム柵の全駅設置、当社所属全車両の防犯カメラ設置、全ての踏切への障害物検知装置の設置を完了しております。また、激甚化する自然災害への対策として省令の定める耐震補強工事の完了のほか、ロッキング橋脚等の更なる耐震補強工事、豪雨対策としての線路脇斜面の補強工事や浸水対策工事等を鋭意実施しております。

令和3年6月には、列車運行管理システムの更新に併せて司令所機能を免震構造の建屋へ50年ぶりに移転する等、災害対応能力の向上や早期復旧に資する取り組みを進めております。このような設備の整備に加えて、緊急事態を想定した様々な訓練や、令和3年12月に開館した「安全共創館」での全従業員を対象とした安全研修の実施等、安全確保のための従業員教育にも注力しております。結果として、令和元年度では運転事故件数が大手民鉄等の中で最少となり、当社起因の輸送障害件数は唯一の0件となる等、高い安全水準を実現しております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大下においても、社会活動を支えるエッセンシャルサービスたる鉄道運行の維持に努め、全駅旅客トイレの非接触・自動水栓化、駅の全有人改札でのアルコール消毒液の設置、車両出庫時の窓開け、所属全車両の車内及び車内空調設備の抗ウイルス・抗菌加工、従業員の定期的なPCR検査及び新型コロナワクチンの職域接種の早期実施等、お客さまや従業員の罹患防止への取り組みを徹底しております。

アクセス性向上を目的とした鉄道ネットワークの充実にも取り組んでまいりました。各路線で相互直通運転を推進し、東横線では横浜高速鉄道みなとみらい線・東京メトロ副都心線と、目黒線では東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線と、田園都市線では東京メトロ半蔵門線とそれぞれ相互直通運転し、神奈川県から東京都、埼玉県方面へと繋がる鉄道ネットワークを構築致しました。また、東横線、田園都市線では複々線化による利便性向上にも取り組んでまいりました。現在も東急新横浜線の令和4年度下期開業を目指して鋭意事業を進めており、引き続き利便性の高い鉄道ネットワークの構築に取り組んでまいります。

誰もが利用し易い鉄道サービス提供のため、バリアフリー施策に積極的に取り組んでおります。駅構内においては、平成26年にバリアフリールート全駅整備を完了し、2ルート目も複数駅での整備を進めているほか、トイレ設置済の全駅で多機能トイレを整備する等、各設備のバリアフリー施策を実施しております。車両においては、田園都市線・大井町線・目黒線に低床の新型車両を導入し、フリースペースの拡充やホームと車両床面の段差・隙間縮小を進める等、車いすやベビーカーをご利用のお客さまの利便性も向上しております。

また、駅係員及び乗務員の接客技術向上にも注力しており、「サービス介助士」の資格取得率100%や、接客・アナウンスの技術を競い合う社内コンテストも定期的に開催しております。

こうした取り組みの結果、令和元年度では「令和元年度バリアフリー化推進功労者大臣表彰」、令和2年度には「令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」において「内閣総理大臣表彰」を受賞する等、社会的にも高い評価を頂いております。

駅を街の玄関口として位置付け、街と一体となった改良を進めてまいりました。南町田グランベリーパーク駅では街の開発と併せて駅をリニューアルし、より利用し易いバリアフリールートや、線路により分断された南北を繋ぐ自由通路等、鉄道利用者のみならず地域にお住まいの方々の利便性を向上しております。池上線戸越銀座駅・旗の台駅・池上駅・長原駅では東京都内で生産された多摩産材を活用した駅舎リニューアルを実施する等、沿線毎の特色を活かし、地元の方により親しまれる駅空間の創出を目指しております。今後も老朽化の進む田園都市線地下区間を中心に駅のリニューアルを進めてまいります。

こうした社会的な価値提供のため、コロナ禍前の過去5か年平均では約540億円と、業界水準の2倍以上の設備投資を実施してきた結果、減価償却費等の資本費や設備の維持管理コストが前回の運賃改定後の平成17年度と比較して約3割増大しております。一方、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたリモートワーク等の新しい生活様式が定着し、利用者の大幅な減少により経営がひっ迫しており、令和2年度は約165億円の営業損失を計上し、令和3年度も営業赤字が見込まれる等、過去類を見ない経営の危機状態が続いております。特に当社は定期券の減収率が関東大手民鉄で最大で、緊急事態宣言解除後の令和3年10月以降もコロナ禍前と比較して約3割減が継続しており、今後の需要回復は見通せない状況です。

今後、鉄道インフラを適切に維持・更新して将来世代に負担を先送りすることなく、安全・安心な鉄道事業を継続するとともに、超高齢化の進展や巨大災害への備え、カーボンニュートラルの実現等、多様化・複雑化する社会的要請に応じた価値を提供し続けるためには、引き続き年間約450億円規模の設備投資が必要と認識しております。当社は現在、事業継続のため経営合理化に資する様々な取り組みを行っており、短期的な取り組みとしては、役職員の給与や賞与の削減、警備・点検・広告物制作等業務の内製化による外注委託費の削減、広告宣伝費の削減、現業職場の勤務シフト見直し、時間外労働の抑制、新卒採用の一部停止等による人件費の削減など、あらゆる経費の削減に努めております。

また、中長期的な取り組みとして、コスト構造を抜本的に見直すべく事業構造変革に着手しており、ワンマン運転路線の拡大、運行ダイヤの適正化やセンシング技術を活用した状態保全システムの導入等により、固定費削減や生産性向上を着実に進めてまいります。しかしながら、公共交通としての役割を維持しながらの費用削減には限界があり、平成17年3月の改定以降、17年にわたり維持してきた業界最安水準の現行運賃での中長期的な事業継続は極めて困難と判断しております。

つきましては、更なる経営努力の徹底を前提として、お客さまへの負担を極力抑えながら、運賃を輸送コストに見合う適正な水準とし、鉄道事業において引き続き健全な経営が図られますよう、旅客運賃の改定を申請致しますので、特別のご詮議を以て、ご認可いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 添 付 書 類

1. 実測換算中心キロ程表
  2. 営業キロ程表
  3. 申請普通旅客運賃表
  4. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 現行・申請対照表
  5. 収入・原価表
  6. 鉄軌道事業設備投資計画表
  7. 旅客運賃変更認可申請の内容
    - (1) 運賃制度
    - (2) 定期割引率
    - (3) 改定率・増収率
    - (4) 主要区間、対抗区間運賃比較
- (参考) 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃

1. 実測換算中心キロ程表

(1) 東横線・目黒線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称	方	キロ程	摘要
渋谷	しぶや		0.000	東京都渋谷区渋谷2-21-13
代官山	だいかんやま		1.463	〃 〃 代官山町19-4
中目黒	なかめぐろ		2.126	〃 目黒区上目黒3-4-1
祐天寺	ゆうてんじ		3.132	〃 〃 祐天寺2-13-3
芸大	がくげいだい		4.198	〃 〃 鷹番3-2-1
立大	とりつだい		5.622	〃 〃 中根1-5-1
自由が丘	じゆうがおか		6.994	〃 〃 自由が丘1-9-8
田園調布	でんえんちょうふ		8.194	〃 大田区田園調布3-25-18
多摩川	たまがわ		9.024	〃 〃 田園調布1-53-8
新丸子	しんまるこ		10.292	神奈川県川崎市中原区新丸子町766
武蔵小杉	むさしこすぎ		10.822	〃 〃 〃 小杉町3-472
元住吉	もとすみよし		12.302	〃 〃 〃 木月1-36-1
日吉	ひよし		13.591	〃 横浜市港北区日吉2-1-1
綱島	つなしま		15.758	〃 〃 〃 綱島西1-1-8
大倉山	おおくらやま		17.486	〃 〃 〃 大倉山1-1-1
菊名	きくな		18.806	〃 〃 〃 菊名7-1-1
妙蓮寺	みょうれんじ		20.209	〃 〃 〃 菊名1-1-1
白楽	はくらく		21.416	〃 〃 神奈川区白楽100
東白楽	ひがしはくらく		22.120	〃 〃 〃 白楽12-1
反町	たんまち		23.272	〃 〃 〃 上反町1-1
横浜	よこはま		24.211	〃 〃 西区南幸1-1-1

(2) 目黒線・東急多摩川線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称	方	キロ程	摘要
目黒	めぐろ		0.000	東京都品川区上大崎4-2-1
不動前	ふどうまえ		0.951	〃 〃 西五反田5-12-1
武蔵小山	むさしこやま		1.891	〃 〃 小山3-4-8
西小山	にしこやま		2.571	〃 〃 小山6-3-10
洗足	せんぞく		3.321	〃 目黒区洗足2-21-1
大岡山	おおおかやま		4.300	〃 大田区北千束3-27-1
奥沢	おくさわ		5.483	〃 世田谷区奥沢3-47-17
田園調布	でんえんちょうふ		6.499	〃 大田区田園調布3-25-18
多摩川	たまがわ		7.329	〃 〃 田園調布1-53-8
沼部	ぬまべ		8.219	〃 〃 田園調布本町28-1
鵜の木	うのき		9.272	〃 〃 鵜の木2-4-1
下丸子	しもまるこ		9.929	〃 〃 下丸子3-7-1
武蔵新田	むさしにった		10.654	〃 〃 矢口1-18-1
矢口	やぐちのわたし		11.593	〃 〃 多摩川1-20-10
蒲田	かまた		12.943	〃 〃 西蒲田7-69-1

## (3) 大井町線・田園都市線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称	方	キロ程	摘要
大井町	おおいまち		0.014	東京都品川区大井1-1-1
下神	しもしんめい		0.803	〃 〃 西品川1-29-6
戸越公園	とごしこうえん		1.507	〃 〃 戸越5-10-15
中延	なかのぶ		2.159	〃 〃 中延4-5-5
荏原町	えばらまち		2.672	〃 〃 中延5-2-1
旗の台	はたのだい		3.183	〃 〃 旗の台2-13-1
北千束	きたせんぞく		4.008	〃 大田区北千束2-16-1
大岡山	おおおかやま		4.843	〃 〃 北千束3-27-1
緑が丘	みどりがおか		5.349	〃 目黒区緑が丘3-1-12
自由が丘	じゆうがおか		6.326	〃 〃 自由が丘1-9-8
九品仏	くほんぶつ		7.090	〃 世田谷区奥沢7-20-1
尾山台	おやまだい		7.774	〃 〃 等々力5-5-7
等々力	とどろき		8.337	〃 〃 等々力3-1-1
上野毛	かみのげ		9.263	〃 〃 上野毛1-26-6
二子玉川	ふたこたまがわ		10.448	〃 〃 玉川2-22-13
二子新地	ふたこしんち		11.078	神奈川県川崎市高津区二子2-2-1
高津	たかつ		11.684	〃 〃 〃 二子4-1-1
溝の口	みぞのくち		12.417	〃 〃 〃 溝口2-1-1
梶谷	かじがや		13.256	〃 〃 〃 末長1-48-6
宮崎台	みやざきだい		14.726	〃 〃 宮前区宮崎2-10-12
宮前平	みやまえだい		15.686	〃 〃 〃 宮前平1-11-1
鷺沼	さぎぬま		16.695	〃 〃 〃 鷺沼3-1-1
たまプラーザ	たまぷらーざ		18.112	〃 横浜市青葉区美しが丘1-3
あざみ野	あざみの		19.202	〃 〃 〃 あざみ野2-1-1
江田	えだ		20.358	〃 〃 〃 荏田町2360
市が尾	いちがお		21.595	〃 〃 〃 市ヶ尾町1156-1
藤が丘	ふじがおか		23.145	〃 〃 〃 藤が丘2-5-4
青葉台	あおばだい		24.145	〃 〃 〃 青葉台1-7-3
田奈	たな		25.488	〃 〃 〃 田奈町76
長津田	ながつた		26.613	〃 〃 緑区長津田4-1-1
つくし野	つくしの		27.778	東京都町田市つくし野4-1
すずかけ台	すずかけだい		28.978	〃 〃 南つくし野3-1
南町田グランベリーパーク	みなみまちだぐらんベリーぱーく		30.218	〃 〃 鶴間3-3-2
つきみ野	つきみの		31.341	神奈川県大和市つきみ野5-8-1
中央林間	ちゅうおうりんかん		32.541	〃 〃 中央林間4-6-3

## (4) 田園都市線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称	方	キロ程	摘要
渋谷	しぶや		0.000	東京都渋谷区渋谷2-21-13
池尻大橋	いけじりおおはし		1.896	〃 世田谷区池尻3-2
三軒茶屋	さんげんちゃや		3.266	〃 〃 太子堂2-15
駒沢大	こまざわだいがく		4.756	〃 〃 上馬4-3
桜新町	さくらしんまち		6.346	〃 〃 桜新町2-8
用賀	ようが		7.565	〃 〃 用賀2-39
二子玉川	ふたこたまがわ		9.364	〃 〃 玉川2-22-13

## (5) 池上線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称方	キロ程	摘要
五反田	ごたんだ	0.061	東京都品川区東五反田2-1-1
大崎広小路	おおさきひろこうじ	0.403	〃 〃 大崎4-1-1
戸越銀座	とごしぎんざ	1.446	〃 〃 平塚2-16-1
荏原中延	えばらなかのぶ	2.172	〃 〃 中延2-8-1
旗の台	はたのだい	3.114	〃 〃 旗の台2-13-1
長原	ながはら	3.721	〃 大田区上池台1-10-10
洗足池	せんぞくいけ	4.348	〃 〃 東雪谷1-1-6
石川台	いしかわだい	4.997	〃 〃 東雪谷2-23-1
雪が谷大塚	ゆきがやおおつか	5.689	〃 〃 南雪谷2-2-16
御嶽山	おんたけさん	6.473	〃 〃 北嶺町32-17
久が原	くがはら	7.144	〃 〃 南久が原2-6-10
千鳥	ちどりちょう	8.104	〃 〃 千鳥1-20-1
池上	いけがみ	9.157	〃 〃 池上6-3-10
蓮沼	はすぬま	10.200	〃 〃 西蒲田7-17-1
蒲田	かまた	10.966	〃 〃 西蒲田7-69-1

## (6) こどもの国線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称方	キロ程	摘要
長津田	ながつた	0.040	神奈川県横浜市緑区長津田4-1-1
恩田	おんだ	1.869	〃 〃 青葉区あかね台1-10
こどもの国	こどものくに	3.424	〃 〃 〃 奈良町995-1

## (7) 世田谷線

(単位：キロメートル)

駅名	呼称方	キロ程	摘要
三軒茶屋	さんげんちゃや	0.216	東京都世田谷区太子堂4-1-1
西太子堂	にしたいしどう	0.493	〃 〃 太子堂4-10-3
若林	わかばやし	1.065	〃 〃 若林4-3-15
松陰神社前	しょういんじんじまへ	1.550	〃 〃 若林4-21-16
世田谷	せたがや	2.027	〃 〃 世田谷4-9-6
上町	かみまち	2.339	〃 〃 世田谷3-4-3
宮の坂	みやのさか	2.912	〃 〃 宮坂1-24-7
山下	やました	3.599	〃 〃 豪徳寺1-44-5
松原	まつばら	4.412	〃 〃 松原4-10-8
下高井戸	しもたかいど	5.147	〃 〃 松原3-29-17

# 2. 営業料程表

東急電鉄株式会社

浦田	1.5	2.2	3.2	4.1	5.5	6.7	8.1	9.8	11.6	13.6	15.6	17.6	19.6	21.6	23.6	25.6	27.6	29.6	31.6	33.6	35.6	37.6	39.6	41.6	43.6	45.6	47.6	49.6	51.6	53.6	55.6	57.6	59.6	61.6	63.6	65.6	67.6	69.6	71.6	73.6	75.6	77.6	79.6	81.6	83.6	85.6	87.6	89.6	91.6	93.6	95.6	97.6	99.6	101.6	103.6	105.6	107.6	109.6	111.6	113.6	115.6	117.6	119.6	121.6	123.6	125.6	127.6	129.6	131.6	133.6	135.6	137.6	139.6	141.6	143.6	145.6	147.6	149.6	151.6	153.6	155.6	157.6	159.6	161.6	163.6	165.6	167.6	169.6	171.6	173.6	175.6	177.6	179.6	181.6	183.6	185.6	187.6	189.6	191.6	193.6	195.6	197.6	199.6	201.6	203.6	205.6	207.6	209.6	211.6	213.6	215.6	217.6	219.6	221.6	223.6	225.6	227.6	229.6	231.6	233.6	235.6	237.6	239.6	241.6	243.6	245.6	247.6	249.6	251.6	253.6	255.6	257.6	259.6	261.6	263.6	265.6	267.6	269.6	271.6	273.6	275.6	277.6	279.6	281.6	283.6	285.6	287.6	289.6	291.6	293.6	295.6	297.6	299.6	301.6	303.6	305.6	307.6	309.6	311.6	313.6	315.6	317.6	319.6	321.6	323.6	325.6	327.6	329.6	331.6	333.6	335.6	337.6	339.6	341.6	343.6	345.6	347.6	349.6	351.6	353.6	355.6	357.6	359.6	361.6	363.6	365.6	367.6	369.6	371.6	373.6	375.6	377.6	379.6	381.6	383.6	385.6	387.6	389.6	391.6	393.6	395.6	397.6	399.6	401.6	403.6	405.6	407.6	409.6	411.6	413.6	415.6	417.6	419.6	421.6	423.6	425.6	427.6	429.6	431.6	433.6	435.6	437.6	439.6	441.6	443.6	445.6	447.6	449.6	451.6	453.6	455.6	457.6	459.6	461.6	463.6	465.6	467.6	469.6	471.6	473.6	475.6	477.6	479.6	481.6	483.6	485.6	487.6	489.6	491.6	493.6	495.6	497.6	499.6	501.6	503.6	505.6	507.6	509.6	511.6	513.6	515.6	517.6	519.6	521.6	523.6	525.6	527.6	529.6	531.6	533.6	535.6	537.6	539.6	541.6	543.6	545.6	547.6	549.6	551.6	553.6	555.6	557.6	559.6	561.6	563.6	565.6	567.6	569.6	571.6	573.6	575.6	577.6	579.6	581.6	583.6	585.6	587.6	589.6	591.6	593.6	595.6	597.6	599.6	601.6	603.6	605.6	607.6	609.6	611.6	613.6	615.6	617.6	619.6	621.6	623.6	625.6	627.6	629.6	631.6	633.6	635.6	637.6	639.6	641.6	643.6	645.6	647.6	649.6	651.6	653.6	655.6	657.6	659.6	661.6	663.6	665.6	667.6	669.6	671.6	673.6	675.6	677.6	679.6	681.6	683.6	685.6	687.6	689.6	691.6	693.6	695.6	697.6	699.6	701.6	703.6	705.6	707.6	709.6	711.6	713.6	715.6	717.6	719.6	721.6	723.6	725.6	727.6	729.6	731.6	733.6	735.6	737.6	739.6	741.6	743.6	745.6	747.6	749.6	751.6	753.6	755.6	757.6	759.6	761.6	763.6	765.6	767.6	769.6	771.6	773.6	775.6	777.6	779.6	781.6	783.6	785.6	787.6	789.6	791.6	793.6	795.6	797.6	799.6	801.6	803.6	805.6	807.6	809.6	811.6	813.6	815.6	817.6	819.6	821.6	823.6	825.6	827.6	829.6	831.6	833.6	835.6	837.6	839.6	841.6	843.6	845.6	847.6	849.6	851.6	853.6	855.6	857.6	859.6	861.6	863.6	865.6	867.6	869.6	871.6	873.6	875.6	877.6	879.6	881.6	883.6	885.6	887.6	889.6	891.6	893.6	895.6	897.6	899.6	901.6	903.6	905.6	907.6	909.6	911.6	913.6	915.6	917.6	919.6	921.6	923.6	925.6	927.6	929.6	931.6	933.6	935.6	937.6	939.6	941.6	943.6	945.6	947.6	949.6	951.6	953.6	955.6	957.6	959.6	961.6	963.6	965.6	967.6	969.6	971.6	973.6	975.6	977.6	979.6	981.6	983.6	985.6	987.6	989.6	991.6	993.6	995.6	997.6	999.6	1001.6	1003.6	1005.6	1007.6	1009.6	1011.6	1013.6	1015.6	1017.6	1019.6	1021.6	1023.6	1025.6	1027.6	1029.6	1031.6	1033.6	1035.6	1037.6	1039.6	1041.6	1043.6	1045.6	1047.6	1049.6	1051.6	1053.6	1055.6	1057.6	1059.6	1061.6	1063.6	1065.6	1067.6	1069.6	1071.6	1073.6	1075.6	1077.6	1079.6	1081.6	1083.6	1085.6	1087.6	1089.6	1091.6	1093.6	1095.6	1097.6	1099.6	1101.6	1103.6	1105.6	1107.6	1109.6	1111.6	1113.6	1115.6	1117.6	1119.6	1121.6	1123.6	1125.6	1127.6	1129.6	1131.6	1133.6	1135.6	1137.6	1139.6	1141.6	1143.6	1145.6	1147.6	1149.6	1151.6	1153.6	1155.6	1157.6	1159.6	1161.6	1163.6	1165.6	1167.6	1169.6	1171.6	1173.6	1175.6	1177.6	1179.6	1181.6	1183.6	1185.6	1187.6	1189.6	1191.6	1193.6	1195.6	1197.6	1199.6	1201.6	1203.6	1205.6	1207.6	1209.6	1211.6	1213.6	1215.6	1217.6	1219.6	1221.6	1223.6	1225.6	1227.6	1229.6	1231.6	1233.6	1235.6	1237.6	1239.6	1241.6	1243.6	1245.6	1247.6	1249.6	1251.6	1253.6	1255.6	1257.6	1259.6	1261.6	1263.6	1265.6	1267.6	1269.6	1271.6	1273.6	1275.6	1277.6	1279.6	1281.6	1283.6	1285.6	1287.6	1289.6	1291.6	1293.6	1295.6	1297.6	1299.6	1301.6	1303.6	1305.6	1307.6	1309.6	1311.6	1313.6	1315.6	1317.6	1319.6	1321.6	1323.6	1325.6	1327.6	1329.6	1331.6	1333.6	1335.6	1337.6	1339.6	1341.6	1343.6	1345.6	1347.6	1349.6	1351.6	1353.6	1355.6	1357.6	1359.6	1361.6	1363.6	1365.6	1367.6	1369.6	1371.6	1373.6	1375.6	1377.6	1379.6	1381.6	1383.6	1385.6	1387.6	1389.6	1391.6	1393.6	1395.6	1397.6	1399.6	1401.6	1403.6	1405.6	1407.6	1409.6	1411.6	1413.6	1415.6	1417.6	1419.6	1421.6	1423.6	1425.6	1427.6	1429.6	1431.6	1433.6	1435.6	1437.6	1439.6	1441.6	1443.6	1445.6	1447.6	1449.6	1451.6	1453.6	1455.6	1457.6	1459.6	1461.6	1463.6	1465.6	1467.6	1469.6	1471.6	1473.6	1475.6	1477.6	1479.6	1481.6	1483.6	1485.6	1487.6	1489.6	1491.6	1493.6	1495.6	1497.6	1499.6	1501.6	1503.6	1505.6	1507.6	1509.6	1511.6	1513.6	1515.6	1517.6	1519.6	1521.6	1523.6	1525.6	1527.6	1529.6	1531.6	1533.6	1535.6	1537.6	1539.6	1541.6	1543.6	1545.6	1547.6	1549.6	1551.6	1553.6	1555.6	1557.6	1559.6	1561.6	1563.6	1565.6	1567.6	1569.6	1571.6	1573.6	1575.6	1577.6	1579.6	1581.6	1583.6	1585.6	1587.6	1589.6	1591.6	1593.6	1595.6	1597.6	1599.6	1601.6	1603.6	1605.6	1607.6	1609.6	1611.6	1613.6	1615.6	1617.6	1619.6	1621.6	1623.6	1625.6	1627.6	1629.6	1631.6	1633.6	1635.6	1637.6	1639.6	1641.6	1643.6	1645.6	1647.6	1649.6	1651.6	1653.6	1655.6	1657.6	1659.6	1661.6	1663.6	1665.6	1667.6	1669.6	1671.6	1673.6	1675.6	1677.6	1679.6	1681.6	1683.6	1685.6	1687.6	1689.6	1691.6	1693.6	1695.6	1697.6	1699.6	1701.6	1703.6	1705.6	1707.6	1709.6	1711.6	1713.6	1715.6	1717.6	1719.6	1721.6	1723.6	1725.6	1727.6	1729.6	1731.6	1733.6	1735.6	1737.6	1739.6	1741.6	1743.6	1745.6	1747.6	1749.6	1751.6	1753.6	1755.6	1757.6	1759.6	1761.6	1763.6	1765.6	1767.6	1769.6	1771.6	1773.6	1775.6	1777.6	1779.6	1781.6	1783.6	1785.6	1787.6	1789.6	1791.6	1793.6	1795.6	1797.6	1799.6	1801.6	1803.6	1805.6	1807.6	1809.6	1811.6	1813.6	1815.6	1817.6	1819.6	1821.6	1823.6	1825.6	1827.6	1829.6	1831.6	1833.6	1835.6	1837.6	1839.6	1841.6	1843.6	1845.6	1847.6	1849.6	1851.6	1853.6	1855.6	1857.6	1859.6	1861.6	1863.6	1865.6	1867.6	1869.6	1871.6	1873.6	1875.6	1877.6	1879.6	1881.6	1883.6	1885.6	1887.6	1889.6	1891.6	1893.6	1895.6	1897.6	1899.6	1901.6	1903.6	1905.6	1907.6	1909.6	1911.6	1913.6	1915.6	1917.6	1919.6	1921.6	1923.6	1925.6	1927.6	1929.6	1931.6	1933.6	1935.6	1937.6	1939.6	1941.6	1943.6	1945.6	1947.6	1949.6	1951.6	1953.6	1955.6	1957.6	1959.6	1961.6	1963.6	1965.6	1967.6	1969.6	1971.6	1973.6	1975.6	1977.6	1979.6	1981.6	1983.6	1985.6	1987.6	1989.6	1991.6	1993.6	1995.6	1997.6	1999.6	2001.6	2003.6	2005.6	2007.6	2009.6	2011.6	2013.6	2015.6	2017.6	2019.6	2021.6	2023.6	2025.6	2027.6	2029.6	2031.6	2033.6	2035.6	2037.6	2039.6	2041.6	2043.6	2045.6	2047.6	2049.6	2051.6	2053.6	2055.6	2057.6	2059.6	2061.6	2063.6	2065.6	2067.6	2069.6	2071.6	2073.6	2075.6	2077.6	2079.6	2081.6	2083.6	2085.6	2087.6	2089.6	2091.6	2093.6	2095.6	2097.6	2099.6	2101.6	2103.6	2105.6	2107.6	2109.6	2111.6	2113.6	2115.6	2117.6	2119.6	2121.6	2123.6	2125.6	2127.6	2129.6	2131.6	2133.6	2135.6	2137.6	2139.6	2141.6	2143.6	2145.6	2147.6	2149.6	2151.6	2153.6	2155.6	2157.6	2159.6	2161.6	2163.6	2165.6	2167.6	2169.6	2171.6	2173.6	2175.6	2177.6	2179.6	2181.6	2183.6	2185.6	2187.6	2189.6	2191.6	2193.6	2195.6	2197.6	2199.6	2201.6	2203.6	2205.6	2207.6	2209.6	2211.6	2213.6	2215.6	2217.6	2219.6	2221.6	2223.6	2225.6	2227.6	2229.6	2231.6	2233.6	2235.6	2237.6	2239.6	2241.6	2243.6	2245.6	2247.6	2249.6	2251.6	2253.6	2255.6	2257.6	2259.6	2261.6	2263.6	2265.6	2267.6	2269.6	2271.6	2273.6	2275.6	2277.6	2279.6	2281.6	2283.6	2285.6	2287.6	2289.6	2291.6	2293.6	2295.6	2297.6	2299.6	2301.6	2303.6	2305.6	2
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---



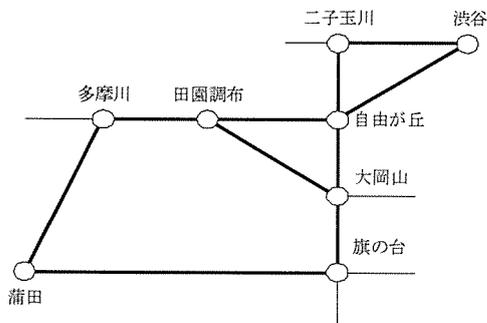


4. 旅客運賃の計算方法、適用方法および乗継運賃 現行・申請対照表

現 行	申 請
<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>I. 普通旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。） [以下「鉄道線」という。]は、対キロ区間制とする。別表1のとおり。</p> <p>鉄道線（こどもの国線） [以下「こどもの国線」という。]は、均一制とする。別表2のとおり。</p> <p>軌道線（世田谷線） [以下「世田谷線」という。]は、均一制とする。別表3のとおり。</p> <p>1. キロ程のは数計算</p> <p>旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。</p> <p>2. 運賃計算上の使用キロ程</p> <p>(1) 東急電鉄の路線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算する。</p> <p>ただし、東急電鉄と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線又は他社線が中間に介在する場合でこれを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程は打ち切って各別のキロ程によって計算する。</p>	<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額</p> <p>I. 普通旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。） [以下「鉄道線」という。]は、対キロ区間制とする。別表1のとおり。</p> <p>軌道線（世田谷線） [以下「世田谷線」という。]は、均一制とする。別表3のとおり。</p>

(2) 旅客が次に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着もしくは太線区間を通過する場合の普通旅客運賃は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算する。

ただし、他経路のキロ程によって計算した普通旅客運賃より高額となる区間については、最も低廉となる普通旅客運賃とする。この場合、太線内は経路の指定を行わない。



3. 1円単位運賃及び10円単位運賃

(1) 1円単位運賃

普通旅客運賃のうち、ICカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。

(2) 10円単位運賃

係員または乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前号以外の場合に適用する運賃をいう。

現 行	申 請
4. 鉄道線の運賃計算方（大人片道）	4. 鉄道線の運賃計算方（大人片道）
旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。	旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。
(1) 1円単位運賃	(1) 1円単位運賃
3キロメートルまで 126円	3キロメートルまで 140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで 157円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで 180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで 199円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで 227円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで 220円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで 250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで 251円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで 288円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで 272円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで 309円
25キロメートルを超え 30キロメートルまで 304円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで 347円
30キロメートルを超え 35キロメートルまで 335円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで 381円
35キロメートルを超え 40キロメートルまで 377円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで 430円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで 409円	40キロメートルを超え 45キロメートルまで 469円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで 440円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで 500円
50キロメートルを超え 56キロメートルまで 471円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで 531円

現 行	申 請
(2) 10円単位運賃	(2) 10円単位運賃
3キロメートルまで 130円	3キロメートルまで 140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで 160円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで 180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで 200円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで 230円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで 220円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで 250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで 260円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで 290円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで 280円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで 310円
25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 35キロメートルまでの部分 増すごとに30円加算	25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 45キロメートルまでの部分 増すごとに40円加算
35キロメートルを超え 40キロメートルまで 380円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで 500円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで 410円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで 540円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで 440円	
50キロメートルを超え 56キロメートルまで 480円	
5. こどもの国線の運賃（大人片道）	
(1) 1円単位運賃	
157円とする。	
(2) 10円単位運賃	
160円とする。	

現 行	申 請
<p>6. 世田谷線の運賃（大人片道）</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <p>147円とする。</p> <p>(2) 10円単位運賃</p> <p>150円とする。</p> <p>7. 小児及び幼児の運賃計算方</p> <p>(1) 1円単位の小児片道普通旅客運賃は、1円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。</p> <p>(2) 10円単位の小児片道普通旅客運賃は、10円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額（以下、この計算方を「は数計算」という。）とする。</p> <p>(3) 幼児の片道普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き収受しない。</p> <p>8. 往復普通旅客運賃の計算方</p> <p>鉄道線及びこどもの国線の往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。</p> <p>9. 割引旅客運賃の計算方</p> <p>(1) 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。</p>	<p>6. 世田谷線の運賃（大人片道）</p> <p>(1) 1円単位運賃</p> <p>160円とする。</p> <p>(2) 10円単位運賃</p> <p>160円とする。</p>

現 行	申 請
<p>(2) 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとに割引額を差し引いて、は数計算した額を合計した額とする。</p> <p>10. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方</p> <p>(1) 1円単位運賃 鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額とする。</p> <p>(2) 10円単位運賃 鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。</p> <p>II. 定期旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。）は、表定制とする。別表4のとおり。 こどもの国線は、均一制とする。別表5のとおり。 世田谷線は、均一制とする。別表6のとおり。</p> <p>1. キロ程のは数計算</p> <p>旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。</p> <p>2. 運賃計算上の使用キロ程</p> <p>東急電鉄の路線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算する。 ただし、東急電鉄と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線又は他社線が中間に介在する場合でこれを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程は打ち切って各別のキロ程によって計算する。</p>	<p>II. 定期旅客運賃</p> <p>鉄道線（こどもの国線を除く。）は、表定制とする。別表4のとおり。</p> <p>世田谷線は、均一制とする。別表6のとおり。</p>

現 行	申 請																																																		
<p>3. 鉄道線の運賃計算方（大人1か月）</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。</p> <p>(1)通勤定期旅客運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">3キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">4,380円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 7キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">5,960円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え 11キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">7,530円</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">8,290円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">9,440円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">10,110円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">11,270円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え 35キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">12,450円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え 40キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">14,010円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートルを超え 50キロメートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">5キロメートルまでを 増すごとに 1,160円加算</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルを超え 56キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">17,490円</td> </tr> </table> <p>(2)通学定期旅客運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">3キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">1,870円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 7キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">2,470円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え 11キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">3,120円</td> </tr> </table>	3キロメートルまで	4,380円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	5,960円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,530円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,290円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	9,440円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	10,110円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	11,270円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	12,450円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	14,010円	40キロメートルを超え 50キロメートルまでの部分	5キロメートルまでを 増すごとに 1,160円加算	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	17,490円	3キロメートルまで	1,870円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	2,470円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	3,120円	<p>3. 鉄道線の運賃計算方（大人1か月）</p> <p>旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。</p> <p>(1)通勤定期旅客運賃</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">3キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">4,990円</td> </tr> <tr> <td>3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分</td> <td style="text-align: right;">増すごとに 1,790円加算</td> </tr> <tr> <td>11キロメートルを超え 15キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">9,430円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超え 20キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">10,740円</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルを超え 25キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">11,510円</td> </tr> <tr> <td>25キロメートルを超え 30キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">12,830円</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルを超え 35キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">14,170円</td> </tr> <tr> <td>35キロメートルを超え 40キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">15,940円</td> </tr> <tr> <td>40キロメートルを超え 45キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">17,260円</td> </tr> <tr> <td>45キロメートルを超え 50キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">18,580円</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルを超え 56キロメートルまで</td> <td style="text-align: right;">19,900円</td> </tr> </table>	3キロメートルまで	4,990円	3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分	増すごとに 1,790円加算	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	9,430円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	10,740円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	11,510円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	12,830円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	14,170円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	15,940円	40キロメートルを超え 45キロメートルまで	17,260円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで	18,580円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	19,900円
3キロメートルまで	4,380円																																																		
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	5,960円																																																		
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,530円																																																		
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,290円																																																		
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	9,440円																																																		
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	10,110円																																																		
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	11,270円																																																		
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	12,450円																																																		
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	14,010円																																																		
40キロメートルを超え 50キロメートルまでの部分	5キロメートルまでを 増すごとに 1,160円加算																																																		
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	17,490円																																																		
3キロメートルまで	1,870円																																																		
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	2,470円																																																		
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	3,120円																																																		
3キロメートルまで	4,990円																																																		
3キロメートルを超え 4キロメートルまでを 11キロメートルまでの部分	増すごとに 1,790円加算																																																		
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	9,430円																																																		
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	10,740円																																																		
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	11,510円																																																		
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	12,830円																																																		
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	14,170円																																																		
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	15,940円																																																		
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	17,260円																																																		
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	18,580円																																																		
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	19,900円																																																		

現 行	申 請
11キロメートルを超え 15キロメートルまで           3,450円	
15キロメートルを超え 20キロメートルまで           3,940円	
20キロメートルを超え 25キロメートルまで           4,270円	
25キロメートルを超え 30キロメートルまで           4,790円	
30キロメートルを超え 35キロメートルまで           5,280円	
35キロメートルを超え 40キロメートルまで           5,940円	
40キロメートルを超え   5キロメートルまでを 50キロメートルまでの部分 増すごとに 490円加算	
50キロメートルを超え 56キロメートルまで           7,430円	
4. こどもの国線の運賃（大人1か月）	
(1)通勤定期旅客運賃           5,790円	
(2)通学定期旅客運賃           2,480円	
5. 世田谷線の運賃（大人1か月）	5. 世田谷線の運賃（大人1か月）
(1)通勤定期旅客運賃           5,390円	(1)通勤定期旅客運賃           6,140円
(2)通学定期旅客運賃           2,680円	
6. 3か月定期旅客運賃の計算方	
1か月定期旅客運賃を3倍した額から 5分引きし、は数計算した額とする。	
7. 6か月定期旅客運賃の計算方	
1か月定期旅客運賃を6倍した額から 1割引きし、は数計算した額とする。	
8. 12か月定期旅客運賃の計算方	
1か月定期旅客運賃を12倍した額から 1割引きし、は数計算した額とする。	

現 行	申 請
<p data-bbox="201 219 619 248">9. 小児定期旅客運賃の計算方</p> <p data-bbox="229 293 743 360">大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。</p> <p data-bbox="172 405 557 434">10. 割引旅客運賃の計算方</p> <p data-bbox="225 479 740 647">割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。</p> <p data-bbox="172 696 735 763">11. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方</p> <p data-bbox="225 824 735 898">鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>Ⅲ. 回数旅客運賃</p> <p>10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。</p> <p>1. 大人運賃の計算方</p> <p>(1) 普通回数旅客運賃</p> <p>11券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。ただし、世田谷線にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、10倍した額のものも発売する。</p> <p>(2) 時差回数旅客運賃</p> <p>12券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>(3) 土・休日割引回数旅客運賃</p> <p>14券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>2. 小児運賃の計算方（世田谷線を除く）</p> <p>小児の普通回数旅客運賃は、旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>3. 割引旅客運賃の計算方</p> <p>割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p data-bbox="165 219 507 250">IV. 回数旅客運賃（特殊）</p> <p data-bbox="226 309 692 380">1 円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。</p> <p data-bbox="201 443 494 474">1. 大人運賃の計算方</p> <p data-bbox="255 528 660 560">大人片道普通旅客運賃とする。</p> <p data-bbox="201 618 494 649">2. 小児運賃の計算方</p> <p data-bbox="255 703 769 864">小児の回数旅客運賃（特殊）は、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を折半し、1 円未満のは数を切り捨てた額とする。</p>	

## V. 団体旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、  
次によって計算する。

## 1. 団体旅客運賃割引率

## (1) 学生団体

	25人以上	300人以上
鉄 道 線	2 割引	3 割引
こどもの国線	2 割引	3 割引
世 田 谷 線	3 割引	3 割引

## (2) 普通団体

	25人以上	300人以上
鉄 道 線	1 割引	2 割引
こどもの国線	1 割引	2 割引
世 田 谷 線	2 割引	2 割引

## 2. 運賃計算方

## (1) 鉄道線

## ア. 大人の場合

全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を  
は数計算し、これに総人員を乗じた  
額とする。

## イ. 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を  
は数計算し、これに総人員を乗じた  
額とする。

## ウ. 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別に全各号の規定によ  
って算出した額を合計したものとす  
る。

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>(2) こどもの国線</p> <p>ア. 大人の場合  全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額は数計算し、これに総人員を乗じた額とする。</p> <p>イ. 小児の場合  全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額は数計算し、これに総人員を乗じた額とする。</p> <p>ウ. 大人・小児混乗の場合  大人・小児各別に全各号の規定によって算出した額を合計したものとす  る。</p> <p>(3) 世田谷線</p> <p>ア. 大人の場合  全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総人員を乗じた額とする。</p> <p>イ. 小児の場合  全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総人員を乗じた額とする。</p> <p>ウ. 大人・小児混乗の場合  大人・小児各別に全各号の規定によって算出した額を合計したものとす  る。</p> <p>3. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方</p> <p>鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>VI. 貸切旅客運賃</p> <p>10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。</p> <p>1. 運賃計算方</p> <p>使用車両の定員に相当する大人普通旅客運賃とする。</p> <p>2. 貸切旅客運賃の最低額</p> <p>鉄道線においては、全貸切区間の旅客運賃が20キロ分の旅客運賃に満たないときであっても20キロ分の旅客運賃を収受する。</p> <p>3. 定員超過の場合の取扱方</p> <p>実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。</p> <p>4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方</p> <p>鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。</p>	<p>VI. 貸切旅客運賃</p> <p>10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。</p> <p>2. 貸切旅客運賃の最低額</p> <p>鉄道線においては、全貸切区間の旅客運賃が20キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても20キロメートル分の旅客運賃を収受する。</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>Ⅶ. 特殊割引旅客運賃</p> <p>1. 運賃計算方</p> <p>無割引の旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて、は数計算した額とする。ただし、1円単位の普通旅客運賃に対する割引額は、無割引の1円単位の普通旅客運賃から次の割引額を差し引いて、1円未満のは数を切り捨てた額とする。</p> <p>(1)被救護者及び付添人</p> <p>5割引とする。ただし、10円単位の普通旅客運賃に限る。</p> <p>(2)身体障害者及び介護者</p> <p>5割引とする。ただし、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃に限る。また、小児定期旅客運賃は割引しない。</p> <p>(3)知的障害者及び介護者</p> <p>5割引とする。ただし、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃に限る。また、小児定期旅客運賃は割引しない。</p> <p>(4)戦没者遺族(世田谷線を除く。)</p> <p>5割引とする。ただし、往復の場合で10円単位の普通旅客運賃又は団体旅客運賃に限る。</p> <p>(5)放送大学の学生</p> <p>2割引とする。ただし、普通回数旅客運賃に限る。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p data-bbox="213 230 679 259">(6)通信教育を行う高等学校の生徒</p> <p data-bbox="256 320 767 389">5割引とする。ただし、普通回数旅客運賃に限る。</p>	

現 行

申 請

(別表 1)

(別表 1)

普通旅客運賃  
(鉄道線(こどもの国線を除く))

普通旅客運賃  
(鉄道線(こどもの国線を除く))

(対キロ区間制)

(単位:キロ、円)

(対キロ区間制)

(単位:キロ、円)

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
1	126	130
2	126	130
3	126	130
4	157	160
5	157	160
6	157	160
7	157	160
8	199	200
9	199	200
10	199	200
11	199	200
12	220	220
13	220	220
14	220	220
15	220	220
16	251	260
17	251	260
18	251	260
19	251	260
20	251	260
21	272	280
22	272	280
23	272	280
24	272	280
25	272	280
26	304	310
27	304	310
28	304	310
29	304	310
30	304	310

キロ程	税抜運賃(参考)※
1	115
2	115
3	115
4	143
5	143
6	143
7	143
8	181
9	181
10	181
11	181
12	200
13	200
14	200
15	200
16	229
17	229
18	229
19	229
20	229
21	248
22	248
23	248
24	248
25	248
26	277
27	277
28	277
29	277
30	277

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
1	140	140
2	140	140
3	140	140
4	180	180
5	180	180
6	180	180
7	180	180
8	227	230
9	227	230
10	227	230
11	227	230
12	250	250
13	250	250
14	250	250
15	250	250
16	288	290
17	288	290
18	288	290
19	288	290
20	288	290
21	309	310
22	309	310
23	309	310
24	309	310
25	309	310
26	347	350
27	347	350
28	347	350
29	347	350
30	347	350

キロ程	税抜運賃(参考)※
1	128
2	128
3	128
4	164
5	164
6	164
7	164
8	207
9	207
10	207
11	207
12	228
13	228
14	228
15	228
16	262
17	262
18	262
19	262
20	262
21	281
22	281
23	281
24	281
25	281
26	316
27	316
28	316
29	316
30	316

現 行

(別表 1) つづき

普通旅客運賃  
(鉄道線(こどもの国線を除く))

(対キロ区間制) (単位: キロ、円)

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃	キロ程	税抜運賃(参考)※
31	335	340	31	305
32	335	340	32	305
33	335	340	33	305
34	335	340	34	305
35	335	340	35	305
36	377	380	36	343
37	377	380	37	343
38	377	380	38	343
39	377	380	39	343
40	377	380	40	343
41	409	410	41	372
42	409	410	42	372
43	409	410	43	372
44	409	410	44	372
45	409	410	45	372
46	440	440	46	400
47	440	440	47	400
48	440	440	48	400
49	440	440	49	400
50	440	440	50	400
51	471	480	51	429
52	471	480	52	429
53	471	480	53	429
54	471	480	54	429
55	471	480	55	429
56	471	480	56	429

※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。

申 請

(別表 1) つづき

普通旅客運賃  
(鉄道線(こどもの国線を除く))

(対キロ区間制) (単位: キロ、円)

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃	キロ程	税抜運賃(参考)※
31	381	390	31	347
32	381	390	32	347
33	381	390	33	347
34	381	390	34	347
35	381	390	35	347
36	430	430	36	391
37	430	430	37	391
38	430	430	38	391
39	430	430	39	391
40	430	430	40	391
41	469	470	41	427
42	469	470	42	427
43	469	470	43	427
44	469	470	44	427
45	469	470	45	427
46	500	500	46	455
47	500	500	47	455
48	500	500	48	455
49	500	500	49	455
50	500	500	50	455
51	531	540	51	483
52	531	540	52	483
53	531	540	53	483
54	531	540	54	483
55	531	540	55	483
56	531	540	56	483

※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。

現 行				申 請			
(別表 2)							
普通旅客運賃(こどもの国線)							
(均一制)			(単位:円)	(均一制)			(単位:円)
種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※	種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※
運賃	157	160	143	運賃	160	160	146
<p>※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。</p>				<p>※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。</p>			
(別表 3)				(別表 3)			
普通旅客運賃(世田谷線)				普通旅客運賃(世田谷線)			
(均一制)			(単位:円)	(均一制)			(単位:円)
種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※	種別	1円単位 運賃	10円単位 運賃	税抜運賃 (参考) ※
運賃	147	150	134	運賃	160	160	146
<p>※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。</p>				<p>※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。</p>			

現 行			
(別表 4)			
定期旅客運賃 (鉄道線 (こどもの国線を除く))			
(1)通勤定期旅客運賃 (表定制) (単位: キロ、円)			
キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	4,380	31	12,450
2	4,380	32	12,450
3	4,380	33	12,450
4	5,960	34	12,450
5	5,960	35	12,450
6	5,960	36	14,010
7	5,960	37	14,010
8	7,530	38	14,010
9	7,530	39	14,010
10	7,530	40	14,010
11	7,530	41	15,170
12	8,290	42	15,170
13	8,290	43	15,170
14	8,290	44	15,170
15	8,290	45	15,170
16	9,440	46	16,330
17	9,440	47	16,330
18	9,440	48	16,330
19	9,440	49	16,330
20	9,440	50	16,330
21	10,110	51	17,490
22	10,110	52	17,490
23	10,110	53	17,490
24	10,110	54	17,490
25	10,110	55	17,490
26	11,270	56	17,490
27	11,270		
28	11,270		
29	11,270		
30	11,270		
税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。			

申 請			
(別表 4)			
定期旅客運賃 (鉄道線 (こどもの国線を除く))			
(1)通勤定期旅客運賃 (表定制) (単位: キロ、円)			
キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	4,990	31	14,170
2	4,990	32	14,170
3	4,990	33	14,170
4	6,780	34	14,170
5	6,780	35	14,170
6	6,780	36	15,940
7	6,780	37	15,940
8	8,570	38	15,940
9	8,570	39	15,940
10	8,570	40	15,940
11	8,570	41	17,260
12	9,430	42	17,260
13	9,430	43	17,260
14	9,430	44	17,260
15	9,430	45	17,260
16	10,740	46	18,580
17	10,740	47	18,580
18	10,740	48	18,580
19	10,740	49	18,580
20	10,740	50	18,580
21	11,510	51	19,900
22	11,510	52	19,900
23	11,510	53	19,900
24	11,510	54	19,900
25	11,510	55	19,900
26	12,830	56	19,900
27	12,830		
28	12,830		
29	12,830		
30	12,830		
税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。			

現 行				申 請	
(別表4) つづき					
定期旅客運賃 (鉄道線(こどもの国線を除く))					
(2) 通学定期旅客運賃 (表定制) (単位: キロ、円)					
キロ程	運賃	キロ程	運賃		
1	1,870	31	5,280		
2	1,870	32	5,280		
3	1,870	33	5,280		
4	2,470	34	5,280		
5	2,470	35	5,280		
6	2,470	36	5,940		
7	2,470	37	5,940		
8	3,120	38	5,940		
9	3,120	39	5,940		
10	3,120	40	5,940		
11	3,120	41	6,430		
12	3,450	42	6,430		
13	3,450	43	6,430		
14	3,450	44	6,430		
15	3,450	45	6,430		
16	3,940	46	6,920		
17	3,940	47	6,920		
18	3,940	48	6,920		
19	3,940	49	6,920		
20	3,940	50	6,920		
21	4,270	51	7,430		
22	4,270	52	7,430		
23	4,270	53	7,430		
24	4,270	54	7,430		
25	4,270	55	7,430		
26	4,790	56	7,430		
27	4,790				
28	4,790				
29	4,790				
30	4,790				
税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。					

現 行

(別表 5)

定期旅客運賃(こどもの国線)

(均一制) (単位:円)

種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃
運賃	5,790	2,480

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

(別表 6)

定期旅客運賃(世田谷線)

(均一制) (単位:円)

種別	通勤定期 旅客運賃	通学定期 旅客運賃
運賃	5,390	2,680

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

申 請

(別表 6)

定期旅客運賃(世田谷線)

(均一制) (単位:円)

種別	通勤定期 旅客運賃
運賃	6,140

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

現 行	申 請
<p>第2 適用方法（適用条件）</p> <p>I. 普通旅客</p> <p>1. 旅客の区分</p> <p>(1)大人、小児、幼児及び乳児の別</p> <p>ア. 大人 12才以上の者  イ. 小児 6才以上12才未満の者  ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者  エ. 乳児 1才未満の者</p> <p>(2)幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p>ア. 幼児だけで旅行するとき。  イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。</p> <p>2. 発売条件（普通乗車券）</p> <p>世田谷線を除き次によって発売する。</p> <p>ア. 片道乗車券  旅客が連続した区間を1回乗車する場合。</p> <p>イ. 往復乗車券  旅客が片道乗車券を発売できる区間を往復乗車する場合。</p> <p>3. 有効期間（普通乗車券）</p> <p>(1)片道、往復乗車券別</p> <p>ア. 片道乗車券 有効期間は1日とする。  イ. 往復乗車券 有効期間は2日とする。</p> <p>(2)有効期間の起算日と初日の時間  有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、かつ有効期間の開始日を指定して発売したものを除いて乗車券を発行した当日から起算する。</p>	<p>第2 適用方法（適用条件）</p>

現 行	申 請
<p>4. 運賃を1円単位で収受する場合</p> <p>(1)適用条件</p> <p>旅客がICカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。</p> <p>(2)適用範囲</p> <p>当社線の各駅相互間及び当社線各駅と「PASMO」取扱鉄道事業者各駅相互間、当社線各駅と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」の各取扱鉄道事業者（首都圏エリアに限る）各駅相互間とする。</p> <p>5. 運賃を10円単位で収受する場合 (普通乗車券)</p> <p>(1)適用条件</p> <p>旅客が係員または乗車券類発売機により乗車券等を購入した場合等、前4項以外の場合に適用する。</p> <p>(2)途中下車</p> <p>旅客はその所持する乗車券によって途中下車をすることができない。</p>	

現 行

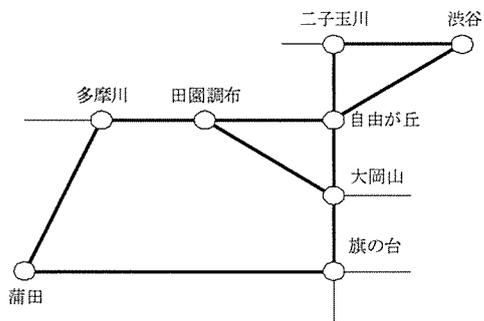
申 請

(3) 運賃制度を異にする線区にまたがる場合

鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。

(4) 選択乗車

次に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着もしくは太線区間を通過する乗車券を所持する旅客は、その区間においてはいずれかの経路を選択して乗車することができる。ただし、選択乗車中に途中下車したときは区間変更として取扱う。



現 行	申 請
<p>II. 定期旅客（定期乗車券）</p> <p>1. 旅客の区分</p> <p>(1)大人、小児、幼児及び乳児の別  ア. 大人 12才以上の者  イ. 小児 6才以上12才未満の者  ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者  エ. 乳児 1才未満の者</p> <p>(2)幼児を小児とみなして取り扱う場合  ア. 幼児だけで旅行するとき。  イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。</p> <p>(3)小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であってもこれを有効として取り扱う。</p> <p>2. 発売条件</p> <p>(1)通勤定期乗車券</p> <p>旅客が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月、6か月又は12か月有効の通勤定期乗車券を発売する。  ア. 鉄道線区間又は世田谷線に乗車する場合。  イ. 区間及び経路を同じくして乗車する場合。</p>	<p>II. 定期旅客（定期乗車券）</p>

現 行	申 請
<p>(2)通学定期乗車券</p> <p>ア. 東急電鉄の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生、生徒、児童又は幼児が、次に定めるところにより乗車する場合で、在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月、6か月又は12か月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(ア)居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。</p> <p>(イ)鉄道線区間又は世田谷線に乗車する場合。</p> <p>(ウ)区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。</p> <p>イ. 指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、東急電鉄が必要と認めた場合は前記アに準じて通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(3)一括発売</p> <p>ア. 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券を発売する場合は、これを一括して発売することがある。</p> <p>イ. 一括発売する場合で、当該定期乗車券の有効期間を一定させる必要があるときは、当該定期乗車券の所定の有効期間に、は数となる日数を付加して発売することがある。</p>	

現 行	申 請
<p>3. 有効期間</p> <p>(1) 発売日 有効開始日の7日前から発売する。</p> <p>(2) 有効期間 1か月、3か月、6か月又は12か月。</p> <p>4. 途中下車及び途中乗車</p> <p>制限を設けない。</p> <p>5. 乗車回数</p> <p>特に制限しない。</p>	<p>3. 有効期間</p> <p>(1) 発売日 有効開始日の14日前から発売する。</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>Ⅲ. 回数旅客 (回数乗車券)</p> <p>1. 旅客の区分</p> <p>(1)大人、小児、幼児及び乳児の別</p> <p>ア. 大人 12才以上の者  イ. 小児 6才以上12才未満の者  ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者  エ. 乳児 1才未満の者</p> <p>(2)幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p>ア. 幼児だけで旅行するとき。  イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を越えた者であるとき。</p> <p>(3)小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であつてもこれを有効として取り扱う。</p> <p>2. 発売条件</p> <p>(1)普通回数乗車券</p> <p>旅客が区間を同じくして、しばしば乗車する場合に発売する。</p> <p>(2)時差回数乗車券</p> <p>旅客が区間を同じくして、月曜日～金曜日(祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日を除く。)の10時から16時までの間、土曜日、日曜日、祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合に発売する。  (小児、特殊割引を除く。)</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>(3)土・休日割引回数乗車券</p> <p>旅客が区間を同じくして、土曜日、日曜日、祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合に発売する。 (小児、特殊割引を除く。)</p> <p>3. 有効期間</p> <p>3か月とする。ただし、世田谷線は無期限とする。また、通学用割引普通回数乗車券で通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売するものは6か月とする。</p> <p>4. 途中下車</p> <p>旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって途中下車をすることができない。</p> <p>5. 同時使用</p> <p>(1)大人用の普通回数乗車券を小児が同時に使用する場合は、1券片で小児2人が乗車することができる。</p> <p>(2)旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券を所持する旅客は、当該回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>IV. 回数旅客 (特殊回数乗車券)</p> <p>1. 旅客の区分</p> <p>(1) 大人、小児、幼児及び乳児の別</p> <p>ア. 大人 12才以上の者  イ. 小児 6才以上12才未満の者  ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者  エ. 乳児 1才未満の者</p> <p>(2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p>ア. 幼児だけで旅行するとき。  イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を越えた者であるとき</p> <p>(3) 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であってもこれを有効として取り扱う。</p> <p>2. 適用条件</p> <p>この運賃は、世田谷線全線に適用し、以下に定めるICカードを所持する旅客が利用した場合に適用する。</p> <p>(1) 株式会社パスモが発行する「PASMO」</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」</p> <p>(3) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレール Suica」</p> <p>(4) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかい Suica」</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>3. 適用方法</p> <p>(1) ICカードに付与(記録)された「特典バスチケット」を適用路線で使用できる。</p> <p>(2) 「特典バスチケット」は、運賃相当額10円単位の使用とする。</p> <p>(3) 「特典バスチケット」は、同一のICカードでの利用において、チケットの残額が0円分となるまで次回以降の乗車で優先的に使用される。</p> <p>(4) 「特典バスチケット」による利用に対しては、「バスポイント」は付与しない。</p> <p>(5) 「特典バスチケット」の有効期限は10年間とする。</p>	

現 行					申 請(運輸局長権限)
4. 割引率					
(単位：円、%)					
累積 バス ポイント	バス チケット 付与額	バス チケット 累計額 (割引額)	利用 可能額	割引 率	
1,000 バス ポイント	100	100	1,100	9.1	
2,000 バス ポイント	100	200	2,200	9.1	
3,000 バス ポイント	160	360	3,360	10.7	
4,000 バス ポイント	160	520	4,520	11.5	
5,000 バス ポイント	330	850	5,850	14.5	
6,000 バス ポイント	170	1,020	7,020	14.5	
7,000 バス ポイント	180	1,200	8,200	14.6	
8,000 バス ポイント	180	1,380	9,380	14.7	
9,000 バス ポイント	180	1,560	10,560	14.8	
10,000 バス ポイント	180	1,740	11,740	14.8	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>V. 団体旅客（団体乗車券）</p> <p>1. 旅客の区分</p> <p>(1)大人、小児、幼児及び乳児の別</p> <p>ア. 大人 12才以上の者  イ. 小児 6才以上12才未満の者  ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者  エ. 乳児 1才未満の者</p> <p>(2)幼児を小児とみなして取り扱う場合</p> <p>ア. 幼児だけで旅行するとき。  イ. 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。</p> <p>2. 発売条件</p> <p>(1)発着駅及び経路を同じくする次に該当する団体の旅客で、東急電鉄が運送引受をした場合に発売する。</p> <p>ア. 学生団体</p> <p>(7)次に該当する学校の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（囑託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱をする。</p> <p>[1]指定学校の学生（放送大学の学生を除く）、生徒、児童又は幼児</p>	<p>V. 団体旅客（団体乗車券）</p> <p>2. 発売条件</p> <p>ア. 学生団体</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>[2] 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童</p> <p>(イ) (ア)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。</p> <p>[1] 幼稚園の幼児、保育所および幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。</p> <p>[2] 障害又は虚弱のため、東急電鉄において付添を必要と認めるとき。</p> <p>イ. 普通団体 前号以外の旅客25人以上で構成され、責任ある代表者が引率する場合。</p> <p>(2)東急電鉄において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくとも旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。</p> <p>3. 有効期間及び途中下車</p> <p>その都度定める。</p> <p>4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合</p> <p>鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。</p>	<p>[2] 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p data-bbox="204 241 561 275">VI. 貸切旅客（貸切乗車券）</p> <p data-bbox="236 331 434 365">1. 旅客の年齢</p> <p data-bbox="287 421 782 488">貸切旅客は年齢に区別なく大人運賃を収受する。</p> <p data-bbox="236 544 402 577">2. 適用条件</p> <p data-bbox="287 633 782 790">旅客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、東急電鉄の承認を受けたときは列車又は客車の貸切の取扱をする。</p> <p data-bbox="236 846 402 880">3. 有効期間</p> <p data-bbox="287 936 497 969">その都度定める。</p> <p data-bbox="236 1014 746 1093">4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合</p> <p data-bbox="287 1137 782 1205">鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>VII. 特殊割引旅客</p> <p>1. 被救護者割引乗車券の発売条件 (特殊割引乗車券)</p> <p>(1)被救護者本人</p> <p>東急電鉄の指定する施設に保護され又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、所定の割引証を提出したときに普通旅客運賃の割引をする。</p> <p>(2)被救護者の付添人</p> <p>被救護者が老幼、虚弱もしくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため付添人をつける場合はその付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。</p> <p>2. 身体障害者割引の適用条件</p> <p>(1)身体障害者</p> <p>ア. 身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の1に該当するものをいう。</p> <p>(ア)視覚に障害がある者</p> <p>(イ)聴覚又は平衡機能に障害がある者</p> <p>(ウ)音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者</p> <p>(エ)肢体不自由者</p> <p>(オ)心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>イ. 前アの身体障害者を次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。</p> <p>(7)「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。</p> <p>[1]両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者</p> <p>[2]両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者</p> <p>[3]両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声話を理解し得ない者</p> <p>[4]両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者</p> <p>[5]両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者</p> <p>[6]体幹の機能障害により、起居、移動の困難な者</p> <p>[7]心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者</p> <p>[8]ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者</p> <p>[9]前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者</p> <p>(4)「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>(2) 介護者</p> <p>ア. 身体障害者が第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。</p> <p>イ. 前アの介護者は、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。ただし、6才未満の第1種身体障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 割引乗車券の種類</p> <p>ア. 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>(1) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(ウ) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>イ. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前アにより身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>(注)介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(4)取扱区間</p> <p>身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>3. 知的障害者割引乗車券の発売条件</p> <p>(1)知的障害者</p> <p>ア. 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者とする。</p> <p>イ. 前アの知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。</p> <p>(ア)「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。</p> <p>[1]知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者</li> <li>・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者</li> </ul> <p>[2]肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。</p> <p>(イ)「第2種知的障害者」とは、前(ア)以外の者をいう。</p>	<p>3. 知的障害者割引の適用条件</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>(2) 介護者</p> <p>ア. 知的障害者が第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。</p> <p>イ. 前アの介護者は、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。ただし、6才未満の第1種知的障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 割引乗車券の種類</p> <p>ア. 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>(1) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(ウ) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>イ. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前アにより知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(4)取扱区間</p> <p>知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。</p> <p>4. 戦没者遺族割引乗車券の発売条件 (特殊割引乗車券、世田谷線を除く)</p> <p>靖国神社に合祀された戦没者1人について2人の遺族が靖国神社に参拝のため鉄道線と旅客鉄道会社線とにまたがり往復乗車する場合で、所定の割引証を提出したときに普通、団体旅客運賃の割引をする。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p data-bbox="231 241 632 315">5. 通学用割引普通回数乗車券 (特殊割引乗車券)</p> <p data-bbox="252 369 778 734">指定学校のうち、次に定める通信による教育を行う学校の学生・生徒が面接授業又は試験のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について、普通回数旅客運賃の割引をする。</p> <p data-bbox="242 788 778 904">(1)放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生。</p> <p data-bbox="242 958 703 990">(2)通信教育を行う高等学校の生徒。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>第3. 乗継運賃</p> <p>東急電鉄東横線（以下「東横線」という。）と東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道横浜線（以下「横浜線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東急電鉄田園都市線（以下「田園都市線」という。）と東京地下鉄銀座線（以下「銀座線」という。）及び東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）及び東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）又は東京地下鉄副都心線（以下「副都心線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と東急電鉄こどもの国線（以下「こどもの国線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と銀座線及び千代田線及び半蔵門線又は副都心線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道山手線（以下「山手線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と京王電鉄井の頭線（以下「井の頭線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線及び東急電鉄目黒線（以下「目黒線」という。）又は東急電鉄東急多摩川線（以下「東急多摩川線」という。）と東日本旅客鉄道南武線（以下「南武線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、目黒線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と井の頭線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道東海道線（以下「東海道線」という。）又は東日本旅客鉄道根岸線（以下「根岸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と京浜急行電鉄本線（以下「京急本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と相模鉄道本線（以下「相鉄本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、</p>	<p>第3. 乗継運賃</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>東急電鉄池上線（以下「池上線」という。）又は東急多摩川線と東海道線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東急電鉄大井町線（以下「大井町線」という。）と東海道線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と南武線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と横浜線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と小田急電鉄江ノ島線（以下「江ノ島線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、池上線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、目黒線と東京地下鉄南北線（以下「南北線」という。）及び東京都交通局三田線（以下「三田線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と横浜高速鉄道みなとみらい21線（以下「みなとみらい線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は次のとおりとする。</p> <p>I. 適用区間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東横線「渋谷」、「代官山」又は「祐天寺」、「学芸大学」各駅と中目黒接続日比谷線「広尾」、「恵比寿」各駅相互間</li> <li>2. 東横線「綱島」、「大倉山」又は「妙蓮寺」、「白楽」各駅と菊名接続横浜線「大口」又は「新横浜」、「小机」各駅相互間</li> <li>3. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続銀座線「表参道」、「外苑前」、「青山一丁目」各駅、半蔵門線「表参道」、「青山一丁目」各駅、銀座線・半蔵門線表参道經由千代田線「明治神宮前」又は「乃木坂」各駅、副都心線「明治神宮前」、「北参道」各駅及び副都心線明治神宮前經由千代田線「代々木公園」又は「表参道」各駅相互間</li> </ol>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>4. 田園都市線「青葉台」、「田奈」又は「つくし野」、「すずかけ台」各駅と長津田接続こどもの国線「恩田」、「こどもの国」各駅相互間</p> <p>5. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続銀座線「表参道」、「外苑前」、「青山一丁目」各駅、半蔵門線「表参道」、「青山一丁目」各駅、銀座線・半蔵門線表参道経由千代田線「明治神宮前」又は「乃木坂」各駅、副都心線「明治神宮前」、「北参道」各駅及び副都心線明治神宮前経由千代田線「代々木公園」又は「表参道」各駅相互間</p> <p>6. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続山手線「恵比寿」又は「原宿」、「代々木」各駅相互間</p> <p>7. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続井の頭線「神泉」、「駒場東大前」、「池ノ上」、「下北沢」、「新代田」、「東松原」各駅相互間</p> <p>8. 東横線及び目黒線「田園調布」、「多摩川」、「新丸子」又は東横線「元住吉」、「日吉」、東横線及び目黒線多摩川経由東急多摩川線「沼部」各駅と武蔵小杉接続南武線「平間」、「向河原」又は「武蔵中原」、「武蔵新城」各駅相互間</p> <p>9. 目黒線「不動前」、「武蔵小山」、「西小山」各駅と目黒接続山手線「大崎」、「五反田」又は「恵比寿」各駅相互間</p> <p>10. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続山手線「恵比寿」又は「原宿」、「代々木」各駅相互間</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>11. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続井の頭線「神泉」、「駒場東大前」、「池ノ上」、「下北沢」、「新代田」、「東松原」各駅相互間</p> <p>12. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続東海道線「東神奈川」又は「保土ヶ谷」、根岸線「桜木町」、「関内」各駅相互間</p> <p>13. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続京急本線「子安」、「神奈川新町」、「京急東神奈川」、「神奈川」又は「戸部」、「日ノ出町」各駅相互間</p> <p>14. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続相鉄本線「平沼橋」、「西横浜」、「天王町」各駅相互間</p> <p>15. 池上線「千鳥町」、「池上」、「蓮沼」、東急多摩川線「下丸子」、「武蔵新田」、「矢口渡」各駅と蒲田接続東海道線「大森」駅相互間</p> <p>16. 大井町線「下神明」、「戸越公園」、「中延」、「荏原町」各駅と大井町接続東海道線「品川」又は「大森」各駅相互間</p> <p>17. 田園都市線「二子玉川」、「二子新地」、「高津」又は「梶が谷」、「宮崎台」各駅と溝の口接続南武線「武蔵新城」又は「津田山」、「久地」各駅相互間</p> <p>18. 田園都市線「青葉台」、「田奈」又は「つくし野」、「すずかけ台」各駅と長津田接続横浜線「十日市場」又は「成瀬」各駅相互間</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>19. 田園都市線「南町田グランベリーパーク」、「つきみ野」各駅と中央林間接続江ノ島線「相模大野」、「東林間」又は「南林間」、「鶴間」各駅相互間</p> <p>20. 池上線「大崎広小路」、「戸越銀座」、「荏原中延」各駅と五反田接続山手線「品川」、「大崎」又は「目黒」、「恵比寿」各駅相互間</p> <p>21. 目黒線「不動前」、「武蔵小山」、「西小山」各駅と目黒接続南北線及び三田線「白金台」、「白金高輪」各駅相互間</p> <p>22. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続みなとみらい線「新高島」、「みなとみらい」、「馬車道」各駅相互間</p>	
<p>II. 運賃の計算方法</p> <p>1. 1、2、3、5、7、11、13、14、19、21、22の乗継の場合。</p> <p>(1)大人 大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額。</p> <p>(2)小児 小児普通旅客運賃から5円を差し引いた額とし、10円未満のは数計算は行わない。</p> <p>2. 6、8、9、10、12、15、16、17、18、20の乗継の場合。</p> <p>(1)大人 大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額。</p> <p>(2)小児 小児普通旅客運賃から10円を差し引いた額。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p data-bbox="236 241 507 275">3. 4の乗継の場合。</p> <p data-bbox="245 327 347 360">(1)大人</p> <p data-bbox="285 369 783 483">鉄道線とこどもの国線の大人普通旅客運賃を合算した額から20円を差し引いた額。</p> <p data-bbox="245 535 347 568">(2)小児</p> <p data-bbox="285 577 783 692">鉄道線とこどもの国線の小児普通旅客運賃を合算した額から10円を差し引いた額。</p> <p data-bbox="199 743 375 777">Ⅲ. 適用方法</p> <p data-bbox="253 786 504 819">第2のIのとおり。</p>	

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p style="text-align: center;">運輸に附帯する役務の料金</p> <p>1. 座席指定料金</p> <p>(1) 東横線</p> <p>ア. 座席指定料金 (大人)</p> <p style="text-align: right;">350円 (均一)</p> <p>ただし、東横線と横浜高速鉄道みなとみらい線を同一の列車で乗車する場合には、上記で定めた座席指定料金から大人100円を差し引いた額とする。</p> <p>イ. 小児の計算方</p> <p>小児料金 (小児とは6才以上12才未満の者をいう。) は、アの大人料金を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とする。</p> <p>ただし、6才未満の者であっても座席を占有するときは、これを小児とみなして取り扱う。</p> <p>ウ. 座席指定券不所持の場合</p> <p>旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合は、ア又はイに次の額を加算した額とする。</p> <p>座席指定券1枚につき 200円</p> <p>(2) 田園都市線・大井町線</p> <p>ア. 座席指定料金 (大人・小児)</p> <p style="text-align: right;">400円 (均一)</p> <p>イ. 座席指定券不所持の場合</p> <p>旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合、空席状況により座席指定券を発売することがある。</p> <p>その場合の座席指定料金は、事前に購入した場合の座席指定料金と同額とする。</p>	<p style="text-align: center;">運輸に附帯する役務の料金</p>

現 行	申 請(運輸局長権限)
<p>2. 旅行開始前の旅客運賃等の払いもどし手数料</p> <p>(1)普通乗車券 1枚につき 130円 ただし、連絡にかかわるもの 1枚につき 220円</p> <p>(2)座席指定券 1枚につき 100円</p> <p>(3)その他の乗車券 1枚につき 220円</p> <p>3. 再收受した旅客運賃等の払いもどし手数料</p> <p>(1)普通乗車券 1枚につき 130円 ただし、連絡にかかわるもの 1枚につき 220円</p> <p>(2)座席指定券 1枚につき 100円</p> <p>4. 団体乗車券の行程変更手数料 (不足額を収受する場合に限る) 無料</p> <p>5. 団体又は貸切乗車券紛失再発行手数料 無料</p> <p>6. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし手数料 1枚につき 220円</p> <p>7. 入場料金 鉄道線及びこどもの国線 大人130円、小児 70円 6才以上の入場券所持者については、 6才未満の者2人まで随伴を認める。</p>	<p>2. 旅行開始前の旅客運賃等の払いもどし手数料</p> <p>(1)普通乗車券 1枚につき 140円</p> <p>3. 再收受した旅客運賃等の払いもどし手数料</p> <p>(1)普通乗車券 1枚につき 140円</p> <p>7. 入場料金 鉄道線及びこどもの国線 大人140円</p>

5. 収入・原価表

(単位：百万円、%)

科目	算式	年度 2年度 (実績)	5～7年度(推定)		増減		
			現行 A	改定 B	増収額 B-A	増収率	
収入	旅客運賃	(A)=(B)+(C)	97,278	369,364	412,540	43,176	11.7
	定期外	(B)	52,782	225,755	252,882	27,127	12.0
	定期	(C)	44,497	143,609	159,658	16,049	11.2
	運輸雑収	(D)	15,141	49,193	49,193	0	0.0
	計	(E)=(A)+(D)	112,419	418,557	461,734	43,176	10.3
	雑収入	(F)	17	50	50	0	0.0
	準備金取崩額	(G)	2,510	5,020	5,020	0	0.0
	合計	(H)=(E)+(F)+(G)	114,946	423,627	466,803	43,176	10.2
原価	適正コスト	(I)	52,797	185,152	185,152	0	0.0
	車両使用料収入等に係る人件費、経費	(J)	6,122	18,365	18,365	0	0.0
	その他の運輸雑収等に係る人件費、経費	(K)	3,293	11,056	11,056	0	0.0
	車両使用料等に係る減価償却費等	(L)	2,699	8,137	8,137	0	0.0
	動力費	(M)	5,435	16,543	16,543	0	0.0
	賃借料	(N)	3,778	11,334	11,334	0	0.0
	固定資産除却費	(O)	11,611	25,533	25,533	0	0.0
	諸税	(P)	6,397	22,220	22,220	0	0.0
	減価償却費	(Q)	34,314	108,861	108,861	0	0.0
	計	(R)=(I)+(J)+(K)+(L)+(M)+(N)+(O)+(P)+(Q)	126,446	407,201	407,201	0	0.0
	雑支出	(S)	20	61	61	0	0.0
	法人税等	(T)	3,778	11,334	11,334	0	0.0
	事業報酬	(U)	15,913	49,939	49,939	0	0.0
	合計	(V)=(R)+(S)+(T)+(U)	146,157	468,535	468,535	0	0.0
差引損益	(W)=(H)-(V)	-31,211	-44,907	-1,731	43,176	-96.1	
収支率	(X)=(H)/(V)	78.6	90.4	99.6			

6. 鉄軌道事業設備投資計画表

(単位：百万円)

区分	工 事 種 別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		実 績	計 画	計 画	計 画	計 画	計 画
踏切 運及 転び 保安 工事	高架化及び地下化						
	踏切道の立体化及び 踏切保安施設の新設改良	187	64	561	355	370	211
	車 両	7,020	15,520	7,563	9,855	9,167	9,556
	(代替車両数)	(50)	(90)	(10)	(30)	(30)	(32)
	線 路	2,744	4,120	7,464	9,611	10,292	9,881
	電 気	3,884	9,457	10,743	9,677	9,757	9,826
	工場・検修設備等	369	322	1,050	2,062	1,747	1,723
	そ の 他	14	1,787	1,443	2,390	1,841	2,784
	計	14,218	31,269	28,825	33,950	33,174	33,983
改サ 善 工ビ 事ス	駅施設の改良	3,444	1,489	3,498	6,028	7,704	7,952
	移動制約者用施設の整備	902	1,521	2,461	1,532	4,095	4,517
	そ の 他	232	336	1,162	416	322	390
	計	4,578	3,346	7,120	7,976	12,121	12,859
都 心 乗 り 輸 入 送 れ 力 等 増 強 工 事	都心乗入れ新線建設	65	47	38			
	ニュータウン等乗入れ新線建設						
	複線化及び複々線化						
	停車場改良等	6,752	439	173	1	37	12
	車両新造及び改造 (増備車両数)		5,790	5,382	92		
			(28)	(24)			
	電気施設の新設・改良	345	564	1,311	1,086	834	584
	車庫等の新設・増設		2,068	1,527	92		
	そ の 他		2	108			
計	7,162	8,909	8,539	1,270	871	596	
合 計		25,958	43,524	44,483	43,196	46,166	47,438
鉄道・運輸機構工事							
総 合 計		25,958	43,524	44,483	43,196	46,166	47,438

7. 旅客運賃変更認可申請の内容

(1) 運賃制度

普 通 運 賃			
現 行		申 請	
鉄道線（こどもの国線を除く）の運賃 （大人片道）		鉄道線（こどもの国線を除く）の運賃 （大人片道）	
1円単位運賃		1円単位運賃	
3キロメートルまで	126円	3キロメートルまで	140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	157円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	199円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	227円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	220円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	251円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	288円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	272円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	309円
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	304円	25キロメートルを超え 30キロメートルまで	347円
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	335円	30キロメートルを超え 35キロメートルまで	381円
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	377円	35キロメートルを超え 40キロメートルまで	430円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	409円	40キロメートルを超え 45キロメートルまで	469円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	440円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円

普 通 運 賃			
現 行		申 請	
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	471円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	531円
10円単位運賃		10円単位運賃	
3キロメートルまで	130円	3キロメートルまで	140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	160円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	200円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	230円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	220円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	260円	15キロメートルを超え 20キロメートルまで	290円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	280円	20キロメートルを超え 25キロメートルまで	310円
25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 35キロメートルまでの部分 増すごとに30円加算		25キロメートルを超え 5キロメートルまでを 45キロメートルまでの部分 増すごとに40円加算	
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	380円	45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	410円	50キロメートルを超え 56キロメートルまで	540円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	440円		
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	480円		

普通運賃	
現行	申請
<p>世田谷線の運賃（大人片道）</p> <p>1円単位運賃</p> <p>147円とする。</p> <p>10円単位運賃</p> <p>150円とする。</p>	<p>世田谷線の運賃（大人片道）</p> <p>1円単位運賃</p> <p>160円とする。</p> <p>10円単位運賃</p> <p>160円とする。</p>

(2) 定期割引率

定 期 運 賃 ( 平 均 割 引 率 )			
通 勤 定 期		通 学 定 期	
現 行	申 請	現 行	申 請
37.8%	37.8%	73.9%	77.1%

(3) 改定率・増収率

種 別		改 定 率	増 収 率
定 期 外	1円単位	13.6%	12.1%
	10円単位	11.5%	10.3%
	計	13.5%	12.0%
定 期	通 勤	13.8%	12.7%
	通 学	0.0%	0.0%
	計	12.1%	11.2%
合 計		12.9%	11.7%

## (4) 主要区間、対抗区間運賃比較

区 間	種 別	東 急 電 鉄		東日本旅客鉄道 現行(円)
		現行(円)	申請(円)	
澁 谷 ～ 自 由 が 丘	普通1円	1 5 7	1 8 0	
	普通10円	1 6 0	1 8 0	
	通勤定期	5, 9 6 0	6, 7 8 0	
	通学定期	2, 4 7 0	2, 4 7 0	
澁 谷 ～ 武 蔵 小 杉	普通1円	1 9 9	2 2 7	3 0 8
	普通10円	2 0 0	2 3 0	3 1 0
	通勤定期	7, 5 3 0	8, 5 7 0	9, 2 2 0
	通学定期	3, 1 2 0	3, 1 2 0	7, 1 9 0
澁 谷 ～ 横 浜	普通1円	2 7 2	3 0 9	3 9 6
	普通10円	2 8 0	3 1 0	4 0 0
	通勤定期	1 0, 1 1 0	1 1, 5 1 0	1 1, 8 5 0
	通学定期	4, 2 7 0	4, 2 7 0	7, 5 8 0
澁 谷 ～ 二 子 玉 川	普通1円	1 9 9	2 2 7	
	普通10円	2 0 0	2 3 0	
	通勤定期	7, 5 3 0	8, 5 7 0	
	通学定期	3, 1 2 0	3, 1 2 0	
澁 谷 ～ あ ざ み 野	普通1円	2 5 1	2 8 8	
	普通10円	2 6 0	2 9 0	
	通勤定期	9, 4 4 0	1 0, 7 4 0	
	通学定期	3, 9 4 0	3, 9 4 0	
澁 谷 ～ 中 央 林 間	普通1円	3 3 5	3 8 1	
	普通10円	3 4 0	3 9 0	
	通勤定期	1 2, 4 5 0	1 4, 1 7 0	
	通学定期	5, 2 8 0	5, 2 8 0	
目 黒 ～ 田 園 調 布	普通1円	1 5 7	1 8 0	
	普通10円	1 6 0	1 8 0	
	通勤定期	5, 9 6 0	6, 7 8 0	
	通学定期	2, 4 7 0	2, 4 7 0	
目 黒 ～ 日 吉	普通1円	2 2 0	2 5 0	
	普通10円	2 2 0	2 5 0	
	通勤定期	8, 2 9 0	9, 4 3 0	
	通学定期	3, 4 5 0	3, 4 5 0	

令和4年1月7日申請

旅客運賃・料金の計算方法、適用方法及び乗継運賃

(参考)

東急電鉄株式会社

## 目 次

### 第1 運賃の計算方法

I. 普通旅客運賃	1
II. 定期旅客運賃	6
III. 回数旅客運賃	9
IV. 回数旅客運賃（特殊）	10
V. 団体旅客運賃	11
VI. 貸切旅客運賃	13
VII. 特殊割引旅客運賃	14
(別表1)	15
(別表2)	17
(別表3)	17
(別表4)	18
(別表5)	19
(別表6)	19

### 第2 適用方法

I. 普通旅客	20
II. 定期旅客（定期乗車券）	22
III. 回数旅客（回数乗車券）	24
IV. 回数旅客（特殊回数乗車券）	26
V. 団体旅客（団体乗車券）	28
VI. 貸切旅客（貸切乗車券）	30
VII. 特殊割引旅客	31

### 第3 乗継運賃

I. 適用区間	35
II. 運賃の計算方法	37
III. 適用方法	38

運輸に附帯する役務の料金	39
--------------	----

## 第1 運賃の計算方法

以下に記した額を最高額として別途定める額

### I. 普通旅客運賃

鉄道線（こどもの国線を除く。）[以下「鉄道線」という。]は、対キロ区間制とする。  
別表1のとおり。

鉄道線（こどもの国線）[以下「こどもの国線」という。]は、均一制とする。  
別表2のとおり。

軌道線（世田谷線）[以下「世田谷線」という。]は、均一制とする。  
別表3のとおり。

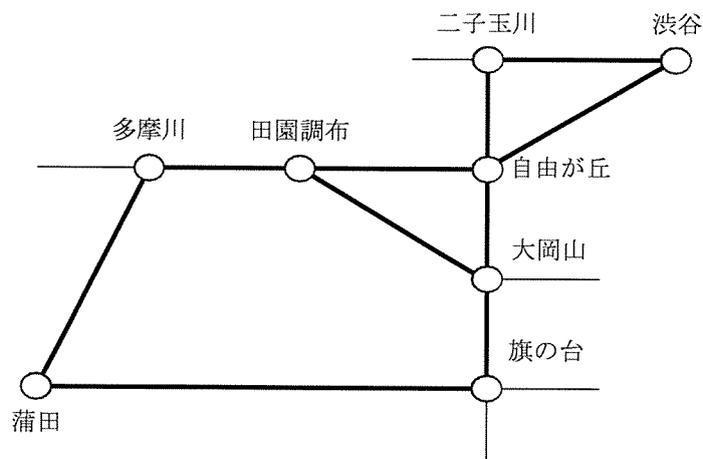
#### 1. キロ程のは数計算

旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

#### 2. 運賃計算上の使用キロ程

(1) 東急電鉄の路線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算する。ただし、東急電鉄と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線又は他社線が中間に介在する場合でこれを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程は打ち切って各別のキロ程によって計算する。

(2) 旅客が次に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着もしくは太線区間を通過する場合の普通旅客運賃は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算する。ただし、他経路のキロ程によって計算した普通旅客運賃より高額となる区間については、最も低廉となる普通旅客運賃とする。この場合、太線内は経路の指定を行わない。



### 3. 1円単位運賃及び10円単位運賃

#### (1) 1円単位運賃

普通旅客運賃のうち、ICカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。

#### (2) 10円単位運賃

係員または乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前号以外の場合に適用する運賃をいう。

### 4. 鉄道線の運賃計算方（大人片道）

旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。

#### (1) 1円単位運賃

3キロメートルまで	140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	227円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	288円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	309円
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	347円
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	381円

35キロメートルを超え 40キロメートルまで	430円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	469円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	531円

(2) 10円単位運賃

3キロメートルまで	140円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	180円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	230円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	250円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	290円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	310円
25キロメートルを超え 45キロメートルまでの部分	5キロメートルまでを 増すごとに 40円加算
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	500円
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	540円

## 5. こどもの国線の運賃（大人片道）

### (1) 1円単位運賃

157円とする。

### (2) 10円単位運賃

160円とする。

## 6. 世田谷線の運賃（大人片道）

### (1) 1円単位運賃

160円とする。

### (2) 10円単位運賃

160円とする。

## 7. 小児及び幼児の運賃計算方

(1) 1円単位の小児片道普通旅客運賃は、1円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。

(2) 10円単位の小児片道普通旅客運賃は、10円単位の大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額（以下、この計算方を「は数計算」という。）とする。

(3) 幼児の片道普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き収受しない。

## 8. 往復普通旅客運賃の計算方

鉄道線及びこどもの国線の往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

## 9. 割引旅客運賃の計算方

(1) 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

- (2) 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとに割引額を差し引いて、は数計算した額を合計した額とする。

10. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方

- (1) 1円単位運賃

鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額とする。

- (2) 10円単位運賃

鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。

## II. 定期旅客運賃

鉄道線（こどもの国線を除く。）は、表定制とする。別表4のとおり。

こどもの国線は、均一制とする。別表5のとおり。

世田谷線は、均一制とする。別表6のとおり。

### 1. キロ程のは数計算

旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

### 2. 運賃計算上の使用キロ程

東急電鉄の路線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算する。ただし、東急電鉄と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線又は他社線が中間に介在する場合でこれを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程は打ち切って各別のキロ程によって計算する。

### 3. 鉄道線の運賃計算方（大人1か月）

旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した額とする。

#### (1) 通勤定期旅客運賃

3キロメートルまで	4,990円
3キロメートルを超え 11キロメートルまでの部分	4キロメートルまでを 増すごとに 1,790円加算
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	9,430円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	10,740円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	11,510円
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	12,830円
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	14,170円

35キロメートルを超え 40キロメートルまで	15,940円
40キロメートルを超え 45キロメートルまで	17,260円
45キロメートルを超え 50キロメートルまで	18,580円
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	19,900円

(2) 通学定期旅客運賃

3キロメートルまで	1,870円
3キロメートルを超え 7キロメートルまで	2,470円
7キロメートルを超え 11キロメートルまで	3,120円
11キロメートルを超え 15キロメートルまで	3,450円
15キロメートルを超え 20キロメートルまで	3,940円
20キロメートルを超え 25キロメートルまで	4,270円
25キロメートルを超え 30キロメートルまで	4,790円
30キロメートルを超え 35キロメートルまで	5,280円
35キロメートルを超え 40キロメートルまで	5,940円
40キロメートルを超え 50キロメートルまでの部分	5キロメートルまでを 増すごとに 490円加算
50キロメートルを超え 56キロメートルまで	7,430円

4. こどもの国線の運賃（大人1か月）

(1) 通勤定期旅客運賃 5,790円

(2) 通学定期旅客運賃 2,480円

5. 世田谷線の運賃（大人1か月）

(1) 通勤定期旅客運賃 6,140円

(2) 通学定期旅客運賃 2,680円

6. 3か月定期旅客運賃の計算方

1か月定期旅客運賃を3倍した額から5分引きし、は数計算した額とする。

7. 6か月定期旅客運賃の計算方

1か月定期旅客運賃を6倍した額から1割引きし、は数計算した額とする。

8. 12か月定期旅客運賃の計算方

1か月定期旅客運賃を12倍した額から1割引きし、は数計算した額とする。

9. 小児定期旅客運賃の計算方

大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

10. 割引旅客運賃の計算方

割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

11. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方

鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。

### Ⅲ. 回数旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。

#### 1. 大人運賃の計算方

##### (1) 普通回数旅客運賃

11券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。ただし、世田谷線にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、10倍した額のものも発売する。

##### (2) 時差回数旅客運賃

12券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

##### (3) 土・休日割引回数旅客運賃

14券片とし、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

#### 2. 小児運賃の計算方（世田谷線を除く。）

小児の普通回数旅客運賃は、旅客の乗車する区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

#### 3. 割引旅客運賃の計算方

割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

#### IV. 回数旅客運賃（特殊）

1 円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。

##### 1. 大人運賃の計算方

大人片道普通旅客運賃とする。

##### 2. 小児運賃の計算方

小児の回数旅客運賃（特殊）は、旅客の乗車する区間の大人片道普通旅客運賃を折半し、1 円未満のは数を切り捨てた額とする。

## V. 団体旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。

### 1. 団体旅客運賃割引率

#### (1) 学生団体

	25人以上	300人以上
鉄 道 線	2割引	3割引
こどもの国線	2割引	3割引
世田谷線	3割引	3割引

#### (2) 普通団体

	25人以上	300人以上
鉄 道 線	1割引	2割引
こどもの国線	1割引	2割引
世田谷線	2割引	2割引

### 2. 運賃計算方

#### (1) 鉄道線

##### ア. 大人の場合

全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を数計算し、これに総人員を乗じた額とする。

##### イ. 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を数計算し、これに総人員を乗じた額とする。

##### ウ. 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別に全各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

#### (2) こどもの国線

##### ア. 大人の場合

全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を数計算し、これに総人員を乗じた額とする。

##### イ. 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を数計算し、これに総人員を乗じた額とする。

##### ウ. 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別に全各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(3) 世田谷線

ア. 大人の場合

全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総乗員を乗じた額とする。

イ. 小児の場合

全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総乗員を乗じた額とする。

ウ. 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別に全各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

3. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方

鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。

## VI. 貸切旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。

### 1. 運賃計算方

使用車両の定員に相当する大人普通旅客運賃とする。

### 2. 貸切旅客運賃の最低額

鉄道線においては、全貸切区間の旅客運賃が20キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても20キロメートル分の旅客運賃を収受する。

### 3. 定員超過の場合の取扱方

実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。

### 4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合の運賃計算方

鉄道線とこどもの国線相互にまたがる場合は、その併算額で発売する。

## VII. 特殊割引旅客運賃

### 1. 運賃計算方

無割引の旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いて、は数計算した額とする。ただし、1円単位の普通旅客運賃に対する割引額は、無割引の1円単位の普通旅客運賃から次の割引額を差し引いて、1円未満のは数を切り捨てた額とする。

#### (1) 被救護者及び付添人

5割引とする。ただし、10円単位の普通旅客運賃に限る。

#### (2) 身体障害者及び介護者

5割引とする。ただし、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃に限る。また、小児定期旅客運賃は割引しない。

#### (3) 知的障害者及び介護者

5割引とする。ただし、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃に限る。また、小児定期旅客運賃は割引しない。

#### (4) 戦没者遺族（世田谷線を除く。）

5割引とする。ただし、往復の場合で10円単位の普通旅客運賃又は団体旅客運賃に限る。

#### (5) 放送大学の学生

2割引とする。ただし、普通回数旅客運賃に限る。

#### (6) 通信教育を行う高等学校の生徒

5割引とする。ただし、普通回数旅客運賃に限る。

## (別表 1)

## 普通旅客運賃(鉄道線(こどもの国線を除く))

(対キロ区間制)

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
1	140	140
2	140	140
3	140	140
4	180	180
5	180	180
6	180	180
7	180	180
8	227	230
9	227	230
10	227	230
11	227	230
12	250	250
13	250	250
14	250	250
15	250	250
16	288	290
17	288	290
18	288	290
19	288	290
20	288	290
21	309	310
22	309	310
23	309	310
24	309	310
25	309	310
26	347	350
27	347	350
28	347	350
29	347	350
30	347	350

(単位: キロ、円)

キロ程	税抜運賃 (参考) ※
1	128
2	128
3	128
4	164
5	164
6	164
7	164
8	207
9	207
10	207
11	207
12	228
13	228
14	228
15	228
16	262
17	262
18	262
19	262
20	262
21	281
22	281
23	281
24	281
25	281
26	316
27	316
28	316
29	316
30	316

(別表1) つづき

普通旅客運賃(鉄道線(こどもの国線を除く))

(対キロ区間制)

キロ程	1円単位運賃	10円単位運賃
31	381	390
32	381	390
33	381	390
34	381	390
35	381	390
36	430	430
37	430	430
38	430	430
39	430	430
40	430	430
41	469	470
42	469	470
43	469	470
44	469	470
45	469	470
46	500	500
47	500	500
48	500	500
49	500	500
50	500	500
51	531	540
52	531	540
53	531	540
54	531	540
55	531	540
56	531	540

(単位:キロ、円)

キロ程	税抜運賃 (参考) ※
31	347
32	347
33	347
34	347
35	347
36	391
37	391
38	391
39	391
40	391
41	427
42	427
43	427
44	427
45	427
46	455
47	455
48	455
49	455
50	455
51	483
52	483
53	483
54	483
55	483
56	483

※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。

(別表 2)

普通旅客運賃(こどもの国線)

(均一制)

種別	1円単位運賃	10円単位運賃
運賃	157	160

(単位:円)

税抜運賃 (参考) ※
143

※「税抜運賃」とは、平成26年3月31日時点の税込普通旅客運賃に105分の5を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。

(別表 3)

普通旅客運賃(世田谷線)

(均一制)

種別	1円単位運賃	10円単位運賃
運賃	160	160

(単位:円)

税抜運賃 (参考) ※
146

※「税抜運賃」とは、令和4年1月7日申請の税込普通旅客運賃に110分の10を乗じ算出した税額を同運賃から減額して算出した額(基準額)をいう。

## (別表 4)

## 定期旅客運賃(鉄道線(こどもの国線を除く))

## (1) 通勤定期旅客運賃

(表定制) (単位: キロ、円)

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	4,990	31	14,170
2	4,990	32	14,170
3	4,990	33	14,170
4	6,780	34	14,170
5	6,780	35	14,170
6	6,780	36	15,940
7	6,780	37	15,940
8	8,570	38	15,940
9	8,570	39	15,940
10	8,570	40	15,940
11	8,570	41	17,260
12	9,430	42	17,260
13	9,430	43	17,260
14	9,430	44	17,260
15	9,430	45	17,260
16	10,740	46	18,580
17	10,740	47	18,580
18	10,740	48	18,580
19	10,740	49	18,580
20	10,740	50	18,580
21	11,510	51	19,900
22	11,510	52	19,900
23	11,510	53	19,900
24	11,510	54	19,900
25	11,510	55	19,900
26	12,830	56	19,900
27	12,830		
28	12,830		
29	12,830		
30	12,830		

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

## (2) 通学定期旅客運賃

(表定制) (単位: キロ、円)

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	1,870	31	5,280
2	1,870	32	5,280
3	1,870	33	5,280
4	2,470	34	5,280
5	2,470	35	5,280
6	2,470	36	5,940
7	2,470	37	5,940
8	3,120	38	5,940
9	3,120	39	5,940
10	3,120	40	5,940
11	3,120	41	6,430
12	3,450	42	6,430
13	3,450	43	6,430
14	3,450	44	6,430
15	3,450	45	6,430
16	3,940	46	6,920
17	3,940	47	6,920
18	3,940	48	6,920
19	3,940	49	6,920
20	3,940	50	6,920
21	4,270	51	7,430
22	4,270	52	7,430
23	4,270	53	7,430
24	4,270	54	7,430
25	4,270	55	7,430
26	4,790	56	7,430
27	4,790		
28	4,790		
29	4,790		
30	4,790		

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

(別表 5)

定期旅客運賃(こどもの国線)

(均一制)

(単位：円)

種別	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
運賃	5,790	2,480

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、  
1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

(別表 6)

定期旅客運賃(世田谷線)

(均一制)

(単位：円)

種別	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
運賃	6,140	2,680

税抜の運賃は消費税等を含んだ運賃に110分の100を乗じ、  
1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。

## 第2 適用方法（適用条件）

### I. 普通旅客

#### 1. 旅客の区分

##### (1) 大人、小児、幼児及び乳児の別

- ア. 大人 12才以上の者
- イ. 小児 6才以上12才未満の者
- ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者
- エ. 乳児 1才未満の者

##### (2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ア. 幼児だけで旅行するとき。
- イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。

#### 2. 発売条件（普通乗車券）

世田谷線を除き次によって発売する。

- ア. 片道乗車券  
旅客が連続した区間を1回乗車する場合。
- イ. 往復乗車券  
旅客が片道乗車券を発売できる区間を往復乗車する場合。

#### 3. 有効期間（普通乗車券）

##### (1) 片道、往復乗車券別

- ア. 片道乗車券有効期間は1日とする。
- イ. 往復乗車券有効期間は2日とする。

##### (2) 有効期間の起算日と初日の時間

有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、かつ有効期間の開始日を指定して発売したものを除いて乗車券を発行した当日から起算する。

#### 4. 運賃を1円単位で収受する場合

##### (1) 適用条件

旅客がICカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。

## (2) 適用範囲

当社線の各駅相互間及び当社線各駅と「PASMO」取扱鉄道事業者各駅相互間、当社線各駅と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」の各取扱鉄道事業者（首都圏エリアに限る。）各駅相互間とする。

## 5. 運賃を10円単位で収受する場合（普通乗車券）

### (1) 適用条件

旅客が係員または乗車券類発売機により乗車券等を購入した場合等、前4項以外の場合に適用する。

### (2) 途中下車

旅客はその所持する乗車券によって途中下車をすることができない。

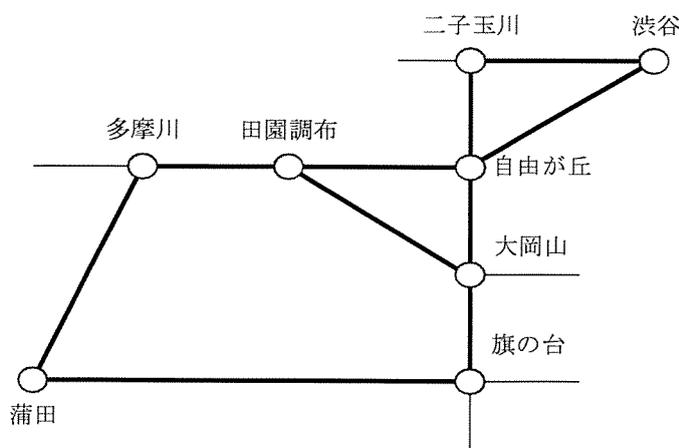
### (3) 運賃制度を異にする線区にまたがる場合

鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。

### (4) 選択乗車

次に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着もしくは太線区間を通過する乗車券を所持する旅客は、その区間においてはいずれかの経路を選択して乗車することができる。

ただし、選択乗車中に途中下車したときは区間変更として取扱う。



## Ⅱ. 定期旅客（定期乗車券）

### 1. 旅客の区分

#### (1) 大人、小児、幼児及び乳児の別

- ア. 大人 12才以上の者
- イ. 小児 6才以上12才未満の者
- ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者
- エ. 乳児 1才未満の者

#### (2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ア. 幼児だけで旅行するとき。
- イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。

#### (3) 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であってもこれを有効として取り扱う。

### 2. 発売条件

#### (1) 通勤定期乗車券

旅客が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して提出したときは、1か月、3か月、6か月又は12か月有効の通勤定期乗車券を発売する。

- ア. 鉄道線区間又は世田谷線に乗車する場合。
- イ. 区間及び経路を同じくして乗車する場合。

#### (2) 通学定期乗車券

ア. 東急電鉄の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生、生徒、児童又は幼児が、次に定めるところにより乗車する場合で、在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して提出したときは、1か月、3か月、6か月又は12か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (ア) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合。
- (イ) 鉄道線区間又は世田谷線に乗車する場合。
- (ウ) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。

イ. 指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、東急電鉄が必要と認めた場合は前記アに準じて通学定期乗車券を発売する。

(3) 一括発売

ア. 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券を発売する場合は、これを一括して発売することがある。

イ. 一括発売する場合で、当該定期乗車券の有効期間を一定させる必要があるときは、当該定期乗車券の所定の有効期間に、は数となる日数を付加して発売することがある。

3. 有効期間

(1) 発売日

有効開始日の14日前から発売する。

(2) 有効期間

1か月、3か月、6か月又は12か月。

4. 途中下車及び途中乗車

制限を設けない。

5. 乗車回数

特に制限しない。

### Ⅲ. 回数旅客（回数乗車券）

#### 1. 旅客の区分

##### (1) 大人、小児、幼児及び乳児の別

- ア. 大人 12才以上の者
- イ. 小児 6才以上12才未満の者
- ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者
- エ. 乳児 1才未満の者

##### (2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ア. 幼児だけで旅行するとき。
- イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。

##### (3) 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であつてもこれを有効として取り扱う。

#### 2. 発売条件

##### (1) 普通回数乗車券

旅客が区間を同じくして、しばしば乗車する場合に発売する。

##### (2) 時差回数乗車券

旅客が区間を同じくして、月曜日～金曜日（祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日を除く。）の10時から16時までの間、土曜日、日曜日、祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合に発売する。（小児、特殊割引を除く。）

##### (3) 土・休日割引回数乗車券

旅客が区間を同じくして、土曜日、日曜日、祝日、休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合に発売する。（小児、特殊割引を除く。）

#### 3. 有効期間

3か月とする。ただし、世田谷線は無期限とする。また、通学用割引普通回数乗車券で通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売するものは6か月とする。

#### 4. 途中下車

旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって途中下車をすることができない。

#### 5. 同時使用

- (1) 大人用の普通回数乗車券を小児が同時に使用する場合は、1 券片で小児 2 人が乗車することができる。
- (2) 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券を所持する旅客は、当該回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

#### IV. 回数旅客（特殊回数乗車券）

##### 1. 旅客の区分

###### (1) 大人、小児、幼児及び乳児の別

- ア. 大人 12才以上の者
- イ. 小児 6才以上12才未満の者
- ウ. 幼児 1才以上 6才未満の者
- エ. 乳児 1才未満の者

###### (2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ア. 幼児だけで旅行するとき。
- イ. 乗車券を所持している6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えた者であるとき。

###### (3) 小児用乗車券は、有効期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合であってもこれを有効として取り扱う。

##### 2. 適用条件

この運賃は、世田谷線全線に適用し、以下に定めるICカードを所持する旅客が利用した場合に適用する。

- (1) 株式会社パスモが発行する「PASMO」
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
- (3) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
- (4) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」

##### 3. 適用方法

- (1) ICカードに付与（記録）された「特典バスチケット」を適用路線で使用できる。
- (2) 「特典バスチケット」は、運賃相当額10円単位の使用とする。
- (3) 「特典バスチケット」は、同一のICカードでの利用において、チケットの残額が0円分となるまで次回以降の乗車で優先的に使用される。
- (4) 「特典バスチケット」による利用に対しては、「バスポイント」は付与しない。
- (5) 「特典バスチケット」の有効期限は10年間とする。

#### 4. 割引率

(単位：円、%)

累積 バスポイント	バスチケット 付与額	バスチケット 累計額 (割引額)	利用可能額	割引率
1,000バスポイント	100	100	1,100	9.1
2,000バスポイント	100	200	2,200	9.1
3,000バスポイント	160	360	3,360	10.7
4,000バスポイント	160	520	4,520	11.5
5,000バスポイント	330	850	5,850	14.5
6,000バスポイント	170	1,020	7,020	14.5
7,000バスポイント	180	1,200	8,200	14.6
8,000バスポイント	180	1,380	9,380	14.7
9,000バスポイント	180	1,560	10,560	14.8
10,000バスポイント	180	1,740	11,740	14.8

## V. 団体旅客（団体乗車券）

### 1. 旅客の区分

#### (1) 大人、小児、幼児及び乳児の別

- ア. 大人 12才以上の者
- イ. 小児 6才以上12才未満の者
- ウ. 幼児 1才以上6才未満の者
- エ. 乳児 1才未満の者

#### (2) 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- ア. 幼児だけで旅行するとき。
- イ. 団体旅客として乗車するとき、又は団体旅客に随伴されるとき。

### 2. 発売条件

- (1) 発着駅及び経路を同じくする次に該当する団体の旅客で、東急電鉄が運送引受をした場合に発売する。

#### ア. 学生団体

(ア)次に該当する学校の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の

場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱をする。

- [1] 指定学校の学生（放送大学の学生を除く。）、生徒、児童又は幼児
- [2] 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

(イ) (ア)の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

- [1] 幼稚園の幼児、保育所および幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
- [2] 障害又は虚弱のため、東急電鉄において付添を必要と認めるとき。

#### イ. 普通団体

前号以外の旅客25人以上で構成され、責任ある代表者が引率する場合。

- (2) 東急電鉄において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくとも旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

3. 有効期間及び途中下車

その都度定める。

4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合

鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。

## VI. 貸切旅客（貸切乗車券）

### 1. 旅客の年齢

貸切旅客は年齢に区別なく大人運賃を収受する。

### 2. 適用条件

旅客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、東急電鉄の承認を受けたときは列車又は客車の貸切の取扱をする。

### 3. 有効期間

その都度定める。

### 4. 運賃制度を異にする線区にまたがる場合

鉄道線とこどもの国線にまたがる場合に限り発売する。

## VII. 特殊割引旅客

### 1. 被救護者割引乗車券の発売条件（特殊割引乗車券）

#### (1) 被救護者本人

東急電鉄の指定する施設に保護され又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、所定の割引証を提出したときに普通旅客運賃の割引をする。

#### (2) 被救護者の付添人

被救護者が老幼、虚弱もしくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため付添人をつける場合はその付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。

### 2. 身体障害者割引の適用条件

#### (1) 身体障害者

ア. 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の1に該当するものをいう。

(ア) 視覚に障害がある者

(イ) 聴覚又は平衡機能に障害がある者

(ウ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者

(エ) 肢体不自由者

(オ) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者

イ. 前アの身体障害者を次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

(ア) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

[1] 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

[2] 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者

[3] 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声話を理解し得ない者

[4] 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者

[5] 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

[6] 体幹の機能障害により、起居、移動の困難な者

[7] 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

[8] ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

[9]前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(イ)「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

## (2) 介護者

- ア. 身体障害者が第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。
- イ. 前アの介護者は、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。ただし、6才未満の第1種身体障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

## (3) 割引乗車券の種類

- ア. 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。
    - (ア) 普通乗車券  
第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
    - (イ) 定期乗車券  
第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
    - (ウ) 普通回数乗車券  
第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
  - イ. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前アにより身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。
- (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

## (4) 取扱区間

身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。

### 3. 知的障害者割引の適用条件

#### (1) 知的障害者

- ア. 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者とする。
- イ. 前アの知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。
- (ア) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。
- [1] 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
- (注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。
- ・ 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者
  - ・ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者
- [2] 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって日常生活において常時介護を要する程度のもの
- (注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。
- (イ) 「第2種知的障害者」とは、前(ア)以外の者をいう。

#### (2) 介護者

- ア. 知的障害者が第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。
- イ. 前アの介護者は、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。ただし、6才未満の第1種知的障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

#### (3) 割引乗車券の種類

- ア. 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。
- (ア) 普通乗車券
- 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (イ) 定期乗車券
- 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(ウ) 普通回数乗車券

第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- イ. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前アにより知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(4) 取扱区間

知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び当社線と連絡運輸区域内他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と連絡運輸区域内他社線の鉄道・航路を通じて片道100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。

4. 戦没者遺族割引乗車券の発売条件（特殊割引乗車券、世田谷線を除く。）

靖国神社に合祀された戦没者1人について2人の遺族が靖国神社に参拝のため鉄道線と旅客鉄道会社線とにまたがり往復乗車する場合で、所定の割引証を提出したときに普通、団体旅客運賃の割引をする。

5. 通学用割引普通回数乗車券（特殊割引乗車券）

指定学校のうち、次に定める通信による教育を行う学校の学生・生徒が面接授業又は試験のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について、普通回数旅客運賃の割引をする。

- (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生。

- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒。

### 第3 乗継運賃

東急電鉄東横線（以下「東横線」という。）と東京地下鉄日比谷線（以下「日比谷線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道横浜線（以下「横浜線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東急電鉄田園都市線（以下「田園都市線」という。）と東京地下鉄銀座線（以下「銀座線」という。）及び東京地下鉄千代田線（以下「千代田線」という。）及び東京地下鉄半蔵門線（以下「半蔵門線」という。）又は東京地下鉄副都心線（以下「副都心線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と東急電鉄こどもの国線（以下「こどもの国線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と銀座線及び千代田線及び半蔵門線又は副都心線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道山手線（以下「山手線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と京王電鉄井の頭線（以下「井の頭線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線及び東急電鉄目黒線（以下「目黒線」という。）又は東急電鉄東急多摩川線（以下「東急多摩川線」という。）と東日本旅客鉄道南武線（以下「南武線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、目黒線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と井の頭線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と東日本旅客鉄道東海道線（以下「東海道線」という。）又は東日本旅客鉄道根岸線（以下「根岸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と京浜急行電鉄本線（以下「京急本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と相模鉄道本線（以下「相鉄本線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東急電鉄池上線（以下「池上線」という。）又は東急多摩川線と東海道線との間を相互に乗り継いで利用する場合、東急電鉄大井町線（以下「大井町線」という。）と東海道線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と南武線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と横浜線との間を相互に乗り継いで利用する場合、田園都市線と小田急電鉄江ノ島線（以下「江ノ島線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、池上線と山手線との間を相互に乗り継いで利用する場合、目黒線と東京地下鉄南北線（以下「南北線」という。）及び東京都交通局三田線（以下「三田線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、東横線と横浜高速鉄道みなとみらい21線（以下「みなとみらい線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は次のとおりとする。

#### I. 適用区間

1. 東横線「渋谷」、「代官山」又は「祐天寺」、「学芸大学」各駅と中目黒接続日比谷線「広尾」、「恵比寿」各駅相互間
2. 東横線「綱島」、「大倉山」又は「妙蓮寺」、「白楽」各駅と菊名接続横浜線「大口」又は「新横浜」、「小机」各駅相互間

3. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続銀座線「表参道」、「外苑前」、「青山一丁目」各駅、半蔵門線「表参道」、「青山一丁目」各駅、銀座線・半蔵門線表参道經由千代田線「明治神宮前」又は「乃木坂」各駅、副都心線「明治神宮前」、「北参道」各駅及び副都心線明治神宮前經由千代田線「代々木公園」又は「表参道」各駅相互間
4. 田園都市線「青葉台」、「田奈」又は「つくし野」、「すずかけ台」各駅と長津田接続こどもの国線「恩田」、「こどもの国」各駅相互間
5. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続銀座線「表参道」、「外苑前」、「青山一丁目」各駅、半蔵門線「表参道」、「青山一丁目」各駅、銀座線・半蔵門線表参道經由千代田線「明治神宮前」又は「乃木坂」各駅、副都心線「明治神宮前」、「北参道」各駅及び副都心線明治神宮前經由千代田線「代々木公園」又は「表参道」各駅相互間
6. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続山手線「恵比寿」又は「原宿」、「代々木」各駅相互間
7. 東横線「代官山」、「中目黒」各駅と渋谷接続井の頭線「神泉」、「駒場東大前」、「池ノ上」、「下北沢」、「新代田」、「東松原」各駅相互間
8. 東横線及び目黒線「田園調布」、「多摩川」、「新丸子」又は東横線「元住吉」、「日吉」、東横線及び目黒線多摩川經由東急多摩川線「沼部」各駅と武蔵小杉接続南武線「平間」、「向河原」又は「武蔵中原」、「武蔵新城」各駅相互間
9. 目黒線「不動前」、「武蔵小山」、「西小山」各駅と目黒接続山手線「大崎」、「五反田」又は「恵比寿」各駅相互間
10. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続山手線「恵比寿」又は「原宿」、「代々木」各駅相互間
11. 田園都市線「池尻大橋」、「三軒茶屋」各駅と渋谷接続井の頭線「神泉」、「駒場東大前」、「池ノ上」、「下北沢」、「新代田」、「東松原」各駅相互間
12. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続東海道線「東神奈川」又は「保土ヶ谷」、根岸線「桜木町」、「関内」各駅相互間
13. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続京急本線「子安」、「神奈川新町」、「京急東神奈川」、「神奈川」又は「戸部」、「日ノ出町」各駅相互間

14. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続相鉄本線「平沼橋」、「西横浜」、「天王町」各駅相互間
15. 池上線「千鳥町」、「池上」、「蓮沼」、東急多摩川線「下丸子」、「武蔵新田」、「矢口渡」各駅と蒲田接続東海道線「大森」駅相互間
16. 大井町線「下神明」、「戸越公園」、「中延」、「荏原町」各駅と大井町接続東海道線「品川」又は「大森」各駅相互間
17. 田園都市線「二子玉川」、「二子新地」、「高津」又は「梶が谷」、「宮崎台」各駅と溝の口接続南武線「武蔵新城」又は「津田山」、「久地」各駅相互間
18. 田園都市線「青葉台」、「田奈」又は「つくし野」、「すずかけ台」各駅と長津田接続横浜線「十日市場」又は「成瀬」各駅相互間
19. 田園都市線「南町田グランベリーパーク」、「つきみ野」各駅と中央林間接続江ノ島線「相模大野」、「東林間」又は「南林間」、「鶴間」各駅相互間
20. 池上線「大崎広小路」、「戸越銀座」、「荏原中延」各駅と五反田接続山手線「品川」、「大崎」又は「目黒」、「恵比寿」各駅相互間
21. 目黒線「不動前」、「武蔵小山」、「西小山」各駅と目黒接続南北線及び三田線「白金台」、「白金高輪」各駅相互間
22. 東横線「白楽」、「東白楽」、「反町」各駅と横浜接続みなとみらい線「新高島」、「みなとみらい」、「馬車道」各駅相互間

## II. 運賃の計算方法

1. 1、2、3、5、7、11、13、14、19、21、22の乗継の場合。

- (1) 大人

大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額。

- (2) 小児

小児普通旅客運賃から5円を差し引いた額とし、10円未満のは数計算は行わない。

2. 6、8、9、10、12、15、16、17、18、20の乗継の場合。

(1) 大人

大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額。

(2) 小児

小児普通旅客運賃から10円を差し引いた額。

3. 4の乗継の場合。

(1) 大人

鉄道線とこどもの国線の大人普通旅客運賃を合算した額から20円を差し引いた額。

(2) 小児

鉄道線とこどもの国線の小児普通旅客運賃を合算した額から10円を差し引いた額。

### III. 適用方法

第2のIのとおり。

## 運輸に附帯する役務の料金

### 1. 座席指定料金

#### (1) 東横線

##### ア. 座席指定料金 (大人)

350円 (均一)

ただし、東横線と横浜高速鉄道みなとみらい線を同一の列車で乗車する場合には、上記で定めた座席指定料金から大人100円を差し引いた額とする。

##### イ. 小児の計算方

小児料金 (小児とは6才以上12才未満の者をいう。) は、アの大人料金を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とする。

ただし、6才未満の者であっても座席を占有するときは、これを小児とみなして取り扱う。

##### ウ. 座席指定券不所持の場合

旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合は、ア又はイに次の額を加算した額とする。

座席指定券1枚につき 200円

#### (2) 田園都市線・大井町線

##### ア. 座席指定料金 (大人・小児)

400円 (均一)

##### イ. 座席指定券不所持の場合

旅客が係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合、空席状況により座席指定券を発売することがある。

その場合の座席指定料金は、事前に購入した場合の座席指定料金と同額とする。

### 2. 旅行開始前の旅客運賃等の払いもどし手数料

(1) 普通乗車券 1枚につき 140円

ただし、連絡にかかわるもの 1枚につき 220円

(2) 座席指定券 1枚につき 100円

(3) その他の乗車券 1枚につき 220円

3. 再収受した旅客運賃等の払いもどし手数料

(1) 普通乗車券	1枚につき	140円
ただし、連絡にかかわるもの	1枚につき	220円
(2) 座席指定券	1枚につき	100円

4. 団体乗車券の行程変更手数料（不足額を収受する場合に限る） 無料

5. 団体又は貸切乗車券紛失再発行手数料 無料

6. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし手数料 1枚につき 220円

7. 入場料金

鉄道線及びこどもの国線 大人140円、 小児 70円

6才以上の入場券所持者については、6才未満の者2人まで随伴を認める。